

第七十二回国会
衆議院
法務委員會議
録第十五号

昭和四十九年三月十二日(火曜日)

午前十時二十一分開議

出席委員

委員長 小平 久雄君

理事 大竹 太郎君

理事 谷川 和穂君

理事 稲葉 誠一君

理事 青柳 盛雄君

井出 太郎君

塩谷 一夫君

中村 弘海君

野呂 恭一君

保岡 興治君

日野 吉夫君

山本 幸一君

沖本 泰幸君

出席國務大臣

法務大臣 中村 梅吉君

出席政府委員

法務政務次官 高橋文五郎君

法務大臣官房長 香川 保一君

法務省民事局長 川島 一郎君

委員外の出席者

大蔵大臣官房審議官 田中啓二郎君

大蔵省証券局企業財務課長 小幡 俊介君

法務委員会調査室長 松本 卓矣君

委員の異動

三月十一日

補欠選任

松野 頼三君

保岡 興治君

同月十二日

補欠選任

辭任

江崎 眞澄君

羽田 孜君

第一類第三号

法務委員會議録第十五号

昭和四十九年三月十二日

早川 崇君
福永 健司君
松澤 雄藏君
佐々木良作君

同日
補欠選任

塩谷 一夫君
中村 弘海君
中山 正暉君
羽田 孜君
玉置 一徳君

早川 崇君
福永 健司君
江崎 眞澄君
佐々木良作君

本日會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

商法の一部を改正する法律案(第七十一回国会
開法第二〇二号)(參議院送付)

株式会社監査等に関する商法の特例に関する
法律案(第七十一回国会開法第二〇三号)(參議
院送付)

商法の一部を改正する法律等の施行に伴う關係
法律の整理等に関する法律案(第七十一回国会
開法第二〇四号)(參議院送付)

○小平委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、參議院送付、商法の一部を改正する
法律案、株式会社の監査等に関する商法の特例に
関する法律案及び商法の一部を改正する法律等の
施行に伴う關係法律の整理等に関する法律案の三
案を一括議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許しま
す。稲葉誠一君。

○稲葉(誠)委員 きようは質問の順序を、この前
參議院で修正になったところの三点のうち残って
おるのがありますので、それをやつて、それから

例の公正なる慣行ですか、しんしゃく規定とい
いますか、それと企業會計原則との關係の問題、そ
して第二には例の引き当て金と會計原則との關
係、そして累積投票の排除の問題、こういう順序
でやつて、最後には附帶決議について、今後どう
いうふうにするか、こういうふうな形で順序を追
つて質問したい、こういうふうな形に考えるわけだ
ございます。

そこで、この前の仮処分の問題で残つておりま
すが、具体的にどういふような事案に対して監査
役から取締役について差しとめの仮処分が出るの
かどうか、具体的な事案を設定して御説明を願
いたいわけですか。そこで、特にその中で仮処分の主
文がどういふふうになるのかというふうなことも
含めて御説明を願いたい、こういうふうな思いま
す。

○川島(一)政府委員 違法行為差しとめの仮処分
につきまして、まずどういふ行為が差しとめの対
象になるかというお尋ねでございますが、この点
につきましては相當いろいろの場合が考えられる
わけでございますが、すべての場合を網羅するわ
けにまいらないと思ひますけれども、私いままで
幾つかお答えいたしました事例から申し上げます
と、たとえば会社が公害を起こすような事業を行
なつてゐる。その場合に、その公害の差しとめが
できるかという問題がございます。これにつきま
しては、取締役に對して、公害を出すような事業
を差しとめよ、こういう請求をするわけでありま
して、仮処分でとめることも可能である。こう
いうふうにいわれております。それから会社側が
放漫な経営をいたしまして、たとえば不渡り手形
を乱発するといふような場合に、その手形の発行
を差しとめる、こういうことも考えられるであろ
う。それから違法な相場操縦を行なう、こういう
場合におきましても差しとめが可能である、この

ようにいわれております。それから買い占めとか
売り惜しみとか、そういった会社としての信用を
傷つけるような行為をいたしました場合、この場
合にはその認定がなかなかむずかしいわけござ
います。実際にどのような場合にできるかとい
う具体的な判定につきましてはかなり問題がある
場合が多いと思ひますが、理論的には可能であ
る、このように考えられます。一応思ひつきました
のはその程度でございます。なお御参考まで
に申し上げますと、現在株主の差しとめ請求権と
いう規定がございます。この規定によつて差しと
めが行なわれた例を見ますと、違法な新株発行を
差しとめるといふ場合がほとんどでございます。
次に、その仮処分の命令の主文でございます
が、これこれの行為をしてはならない、こういう
形になるわけでございます。

○稲葉(誠)委員 そうすると、いま言つた仮処分
の場合の被保全権利といふんですか、そういうふう
なものには何になるわけですか。

○川島(一)政府委員 これは結局会社の利益のた
めに行なうものでございまして、会社の利益が
侵害されないための仮処分でございます。結局
その行為によつて損害を受けるべき会社の利益と
するものが被保全利益になる、このように考えま
す。

○稲葉(誠)委員 会社の利益で、それが損害され
ないといふか、あるいはその利益を守るための権
利といふけれども、法律的にいうとどういふ権利
なんでしょう。ちよつとわかりにくいですが、
通俗的にはそれでいいかと思ひますが、法律的に
はどういふ権利になるわけですか。

○川島(一)政府委員 種類によつていろいろ変わ
つてくるわけでございます。たとえば会社の財
産が違法に処分されるという場合にはその財産と
いうことになりましようし、また取締役の不作為

義務というものが被保全権利というふうに見られる場合もあると思います。

○稲葉(誠)委員 そうすると、してはならないというところで任意の履行を期待するというだけになるわけですか。してはならないというだけけれども、してしまつたらどうなるのか。これは仮処分効力の問題になりますけれども、してはならないというだけですか。任意の履行を期待するだけですか。それ以外に考えられないのか。

○川島(一)政府委員 差し止められた限度において取締役がその権限を制限ないし剝奪される、こういう関係になりますので、取締役の行為としてはその効力を持たないということになるわけでございます。ただ、問題となるその行為の態様によりましては、第三者保護のためにその行為の効力が認められるという場合も出てまいりますので、一がいには申せませんけれども、しかし仮処分の効力自体といたしましては、取締役のそういう行為を行なう権限が制限され、剝奪される、こういう関係になるわけでございます。

○稲葉(誠)委員 その取締役というのは、代表取締役ということになるんですか。共同代表の場合もありますね。それから代表の取りきめのない場合もあるわけでしょう。そういう場合はどうなるんですか。

○川島(一)政府委員 数人が代表権を持っているという場合には、その代表権を持っている取締役全員を相手にして差し止めを行なう、こういうことにならうと思います。

○稲葉(誠)委員 そこで、それはそれとして、今度は親会社、子会社の関係の立ち入り調査の問題ですか、これがあるわけですが、立ち入り調査の権限を認めたということなんです、立ち入り調査権というのは具体的にどういうふうなものがあるわけですか。いわゆる公務員が立ち入り調査の権限を持っている場合は、税務署とかいろいろあるでしょうが、私人というか、こういうふうなものがあるわけですか。立ち入り調査権を持つというふうなことはほかにあるんですか。

○川島(一)政府委員 子会社調査権の規定は、商法の今度の案の二百七十四条ノ三でございます。ここで、ここに書いてございますように、最初はず報告を求めたわけでございます。報告を求めたにかかわらず報告をしてこないとか、あるいはその報告の真否を確かめるために必要があるという場合に、今度はみずから調査を行なうというわけでございます。これはその現場におもむいてみずから必要なものを实地に当たって調査するということになるわけでありまして、この調査を拒んだ場合には、商法の規定によりまして過料が課せられることになっておるわけでございます。

それから、このような調査権が私人に認められている例があるかという点でございますが、たとえば管財人でありまして、そういったものにつきましては例があるわけでございます。

○稲葉(誠)委員 管財人は私人といったって半ば公な性格を持つものだと思うのですが、それはそれとして、そうすると、正当な理由があれば拒むことができないという意味ですね。あなたのほうとしては、自分のほうでそういう条文をつくつたわけじゃないからと言われるかも知れませんが、これはどういう意味を持っているわけですか。ただ立証責任が転換されるということだけですか。あるいは立証責任とは関係ないんですか。どういう意味を持っているんですか。

○川島(一)政府委員 私が理解しておるところによりまして、これは立証責任とは関係がない。そして、どういう場合かと申しますと、子会社の営業上の秘密といったようなものを、これを守る必要がある場合に拒むことができる、こういうことであらうと解釈いたしておる次第でございます。

○稲葉(誠)委員 それは正当な理由だとかなんとかいうことがあっても同じじゃないの。

○川島(一)政府委員 かりにないといつたした場合にも、拒むことが正当と認められるような場合にはそういう解釈の出でくる余地はあらうと思ひます。

○稲葉(誠)委員 これはあなたのほうが立法したんじゃないから、それ以上聞いてもちょっとあれですが……

そこで本論に入るわけですが、この三十二条に「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」という規定が設けられておるわけですね。これについてはいろいろの方から質問があつて、同じことをお聞きをするたでは私はこれは恐縮だと思ひますものですが、できるだけ違ひ面というか、そういうことをお聞きをするわけなんです、この「斟酌スベシ」というのをしんじやく規定だというふうにとるか答弁されておつたわけですが、このしんじやく規定というのは一体何なのか。何なのかという意味は、「斟酌スベシ」ということなんでしょうけれども、その法律上の効力の問題です。効力というか、分類というか、たとえば強行規定と任意規定というふうに分け方があります。それからまた、別な角度から取り締まり規定とか裁罰規定とかいう分け方ももちろんあるわけですね。そうすると、このしんじやく規定というのは一体どういふような法律上の効力を持っているものなのか、これをちよつとお尋ねしたいわけですね。これだけじゃわからないのですよ。しんじやく規定しんじやく規定と言つたって何だかわからないです。具体的な法律上の内容の効力というか、そういうふうなものをお聞きしたいわけですね。

○川島(一)政府委員 このしんじやくということば自体の意味は、ある事柄を組み入れて考えるところでございます。そこで、法律的な効果はどうかというお尋ねでございますので、具体的に回答させていただきます。この「斟酌スベシ」というのは、たとえば従うべしというのとは意味が違ひます。従うべしと書きました場合には、公正なる会計慣行に従つた解釈を行なわなければならない、こういうことになるわけでありまして、ところが「斟酌スベシ」という場合には、その規定の解釈にあつてそれを組み入れて考慮に入れるとい

うことで、結論までは言つていないわけでございます。そこで、これは説明の便宜上でございますが、かりに公正なる会計慣行以外に会計の処理の方法として考えられる幾つかのものがあるといひます。その場合に、公正なる会計慣行に従ふべしという場合にはほかの考えられる方法をとることはできないということになります。この「斟酌スベシ」という場合には、ほかの方法をとることもできる、ただ慣行というものを無視してはいけなくて、選択するにあつてはいろいろな理由でこつちを選んだかというふうなことも一応判断した上で、どの方法によつて会計の処理を行なうかをきめなければならぬ、こういうことにならうかと思ひます。その点が違ひというふうなことを考へておられます。

○稲葉(誠)委員 だから、聞くのは、ではしんじやくしなかつたらどうなのかと聞いているんです。そこそこ、いやなことを聞くけれども、しんじやくしなかつたら一体その効力はどうかしないかということですね。いや、しんじやくしなかつたかといふことは事実問題なんだ、そんなことはどういふことなのだよといふことなんだ。効力には関係ないといふことかな。しんじやくする、しないは、そうすると自由なんです。そこどうなんですか。「斟酌スベシ」とあるんだから自由ではない、一種の法規的な拘束力があるんだから。だから別にそれに違反したところかどうかといふことはないといふことなんだ。ね。ばくはどうかそれに違反したときどうなるか、どうなるかといふことばかり頭に入れて質問するのですが、どうなんでしょうか。

○川島(一)政府委員 結果的には、公正なる会計慣行に従つた場合、従わなかつた場合、いずれも商法に違反しない場合がございまして、しかしながらこの規定自体としては、その商業帳簿の作成に關する規定の解釈についてはこれをしんじやくせよといつておりますので、選択にあつてはそれをしんじやくに入れなければならない、こういう

ことになるわけでございますが、それが結果的にはしんじやくしたかどうかということがはっきりしない場合もあるかと思ひますけれども、規定の趣旨としては、その結論を出す過程においてこの公正な会計慣行というものを考慮に入れる、こういう趣旨でございます。

○稲葉(誠)委員 趣旨は前からわかつてはいるんですが、しんじやくしなかつたらどうなのかと聞いているんですよ。それはしようがないでしょう、ぼくはそういうふう聞いてるんだから。あなたの答えは大体わかります。そうすると、しんじやくしなかつたとしてもしょうがない、ざつぱらんにそういうことですか。それをかれこれ問題にするわけにはいかぬということですか。ちよつとぼくの言ひ方は荒っぽいですがね。そのこととるはつきり出てこないのだよ。びしっとした答えが出てこないものだから。これは非常に大事なんですよ、あとでどんな出でますけれども。

○川島(一)政府委員 要するに、最終的な結論が公正なる会計慣行をしんじやくしてもなおかつこのような会計処理が妥当であらうというふうに認められる場合には、この規定に違反したことになるかと思ひます。しかしながら、公正なる会計慣行をしんじやくすればそういう処理はとれなかつたであらう、こういう場合にはこの規定に反するということになるかと思ひます。

○稲葉(誠)委員 規定に反するのはわかつたのだよ。規定に反したときに効力はどうかということ、それを聞いてるんですよ、しつこいけれども。

○川島(一)政府委員 いま申し上げたことと同じでございますが、その解釈の結論を出す過程においてはしんじやくしなければならぬ、これに違反することはできないということになるわけなんです。ただ、そのしんじやくをして、そして出された結果が公正なる会計慣行と違ふものである、こういう場合におきましてはこの規定に違反したことになるか、あるいは別な合理的な会計処理の方法によるか、

よるかという二つの道があります場合に、そのいずれを選択するかについては、公正なる会計慣行をしんじやくした上できめなければならぬ、こういうことです。それをしんじやくしないできめるということはこの規定に違反することになる、こういうことです。

それで、その結果その処理が違法であつたかどうかということになります、これは出てきた結果からさかのぼって考えざるを得ないだろうと思ひます。公正なる会計慣行以外の合理的な方法によつたという場合には、はたしてそのような結果を導き出すにあつて、公正な会計慣行を考慮してもなおかつそれ以外の方法が認められるというふうな場合であればこの規定に違反したことはならない。しかしながら公正なる会計慣行を考慮すればそういう別の方法をとるべきではなかつた、こういう場合にはこの規定に違反したことになる、こういう結論になるかと思ひます。

○稲葉(誠)委員 それはわかりまして、だから違反したときに会計上の処理というものが一体どういうふうな効力を持つのかということなんです。わかりませんが、言っていることが、それを盛んに聞いているわけなんです。ということは、これはしんじやくしなければならぬという、「スペシ」という規定が、ちよつとぼくの頭が混雑しているかも知れませんが、いゝゆる効力規定的なものかどうかということですよ。結局訓示規定じゃないかということ聞いてるわけですよ。そういう意味での聞き方です。

○川島(一)政府委員 お尋ねの御趣旨はわかりました。決算の結果が最終的に違法と認定されるかどうかという点でございますが、それはあり得るわけでございます。たとえばこの規定に先ほど申し上げたような意味での違反が行なわれて決算が行なわれる、そうしてそれが株主總會で承認されたという場合に、株主などの一部がその決議は違法であるということで決議無効の訴えを起したという場合に、裁判所でそれが違法かどうかの對象として審理される、このようなことは十分考

られると思ひます。

○稲葉(誠)委員 これは去年の六月十二日に衆議院の法務委員会の會議録第三十一号、私どもの阿部助哉さんが質問をしてゐるのですが、そのときに田邊さんが、当時の参事官ですが、田邊さんがこの法案を審議してゐる最中に、転動じやないけれども、民事局の参事官でなくなつたやつたというの、どうもこれは、あなたの方の自由かも知れぬけれども、ぼくもちよつとおかしいと思ふのですけれどもね。法案が通つてかえたのかもわからぬけれども、どうも何かあれだと思ひますが、田邊さんはこういうふうに答えてゐます。斟酌規定ですけれども、法制審議会の審議過程では、「依拠すべし、準拠すべし」という案が出された。これは、依拠すべし、準拠すべしという案が出されたのだ、それは間違ひないのですか。それが一つ。それと「斟酌すべし」ということは、もうさつきの説明を聞きますと、緩和されてゐるというかな、「公正ナル会計慣行」との関連において緩和をされてゐるというふうにも理解できるわけですがね。この点はそういう理解でよろしいのでしょうか。

○川島(一)政府委員 そのとおりでございます。先ほど私が従うべしという例を引いて申し上げましたが、その場合には依拠すべしというのと結果的に同じような意味になるかと思ひます。

○稲葉(誠)委員 そこで問題は、それではなぜこの条文、三十二条がそういうふうに緩和をされた形になつてきたかということですね。ここに一つの問題のポイントがあるというふうに理解するんですがね。いいですか、田邊氏が同じ日にこういうふうに答えてゐるのですよ。「しかしこの案にこの案というのには斟酌規定ですね。この案に決定いたしました経緯は、商法が一応の計算規定を用意いたしております、特に商業帳簿を作成するに關しての規定を持つてゐるわけでございますが、局長が申しましたようにこれに漏れるものについて商法は実際の企業会計の実務、登記の実

務、こういうものを予想してこれを補足するとい

つておるわけでありまして。その場合にそれらのならわしに当然依拠せよ、あるいは準拠せよということになりますと、法律的な性格を持たないならわし、慣行あるいは後に議論に出てまいります企業会計原則というものがございまして、これらのものが法律化されないで商法の準拠規定としてあらわれることを阻止しよう、そういう考え方に基づくものでございまして。こういつておるのですよ。ただあとのほうはよくわからないのですよ。企業会計原則というものが法律化されないで商法の準拠規定としてあらわれることを阻止しよう、ちよつと文章がはつきりしませんが、とにかく商法の準拠規定としてあらわれることを阻止しよう、こういう考えに基づくのだといつておりますね。これは具体的にどういうことなんでしょうか。もう少し詳しくわかりやすく説明してもらいたいと思ふのです。これは非常に考え方によつては誤解を招くし、それから考え方によつては本質をあらわにしてゐることも考えられるし、どうもよくわからないわけですね。具体的にどこまかくみ砕いてこの点説明してください。ことに阻止ということば、なぜ阻止ということばが出てきたのか。

○川島(一)政府委員 いまお読み上げになりました個所でございますが、私はこのように理解するわけでございます。

すなわちこの改正案の三十二条の二項「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」という規定を、かりに準拠すべし、あるいは依拠すべしというふうにした場合には、会計慣行というものが、つまり法律でもって強制されたものになるということとは会計慣行が法律と同じ効力を持つことにならぬ、こういう意味でございます。そこで企業会計原則というものが、これは公正な会計慣行を具体化したものだといふふうにいわれておりますが、そうだといたしますと、企業会計原則というものが、つまり商法の準拠すべしという、その準拠すべき内容として出てくることに

るをお聞かせを願いたい、こういうふうに思います。

○田中説明員 そのころの事情は、私もそのころおりませんでしたので、その当時参画した者の話によりますと、会計学者の中には、従来一つの会計の体系というものもありましたし、それをまじめに順守して、さらにいいものにしようという考えがございました。そこで、できれば、こういった会計原則というものを高めて、商法においてもこれに依拠するとか、準拠してもらいたいという高い望みはあったようにございます。しかしながら、先ほど民事局長からのお話もありましたように

に、やはりこれは行政機關の策定するものでありまして、商法というジャンルから見ますと、そういった最終的には裁判所の判断すべきものが、行政機關の決定に依拠なり準拠するということは、やはり越権といえますか、好ましくないのではなにかというような経緯によって、準拠論は立ち消えとなつて、やはり商法を頂点とする一つの体系として三十二条の二項で「斟酌スベシ」ということになつたように聞いております。

○稲葉(誠)委員 昭和四十四年の十二月十六日に、大蔵省企業会計審議会報告で、「商法と企業会計原則との調整について」、こういうのがありますね。これは大蔵省も法務省も持っておられると思うのです。この三ですね、「企業会計原則は本来、関係法令の将来の改廃に際して提言するたための根拠となるべきものであるが、今回の調整に当っては、商法が強行法規たることにかんがみ、企業会計原則の指導原理としての性格を維持しながら、注解等において商法に歩みよることとし

た。これにより両者の間に残されている相違点は一掃されることとなったが、下記の諸点については、商法において所要の措置がとられることを考慮して企業会計原則修正案をとりまとめた。今後、関係方面においてこの修正案の趣旨を尊重し、格別の配慮がなされることを期待したい。」¹、
 こういうふうなことをいっておるわけですね。おそらくこれを受けて、田中審議官は、ことしの一

月十四日の参議院法務委員会で、これは会議録四号ですが、佐々木静子さんの質問に対して、お答えになっているのじゃないかとぼくは思うわけですね。あなたのこれによりますと、「私どももいたしましては、継続性の原則に対する態度は変わっておりません。ここで、従来の企業会計原則におきまして「企業会計は、その処理の原則及び手続を毎期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない」ということが書いてございまして、修正案においても同じことが書いてございします。ただ、従来「正当な理由によって、会計処理の原則又は手続に重要な変更を加えたときは、これを財務諸表に注記しなければならぬ」という字句がございしますが、今度はそれがなく、これに伴って種々の御疑問を抱かれています向きが多いようございしますが、これは、商法は強行法規でございまして、しかも、今回商法三十二条二項でしんしゃく規定が入りまして、したがって、この企業会計原則がしんしゃく規定の具体的な内容となるわけでございます。そういたしますと、場合によっては企業会計原則違反について違法性の問題が生じてくるわけでございます。その場合に、企業会計で正当であるとか正当でないとかいうことは、いたずらに論争を招くおそれがございますので、そのような商法が強行法規であるという面からこの字句を削ったのでありまして、私どももいたしましては、継続性の原則は依然、当然のことながら堅持すると、みだりにこれを変更してはならないというたてまえは続けていく所存でございます。」「こういうふうに答弁をしておられるわけですね。これはちよつと何か舌足らずなような感じを受けて、わかりにくいところがあるわけですね。たとえば「商法は強行法規でございまして」というのはちよつと意味がよくわかりません。これはいま企業会計原則についての審議会報告の中にそういうことばがあると思うのですが、どうも「商法は強行法規でございまして」という意味がよくわかりませんが、そうすると、結局あれですか、この「正当な理由によって、」

云々というものを削って、注記に加えたわけですね。そのことを現行の企業会計原則では「第一一般原則」の五で、五のほうの「正当な理由によって、」以下を削っているわけですね。注3で、そのことが文章を変えて出ているわけですね。現実この「正当な理由」云々というようにことが本文から削除されたことによって、具体的にどこがどういうふうにつながってきたのか、あるいは全く違わないのか、違ふとすればどういう点が実際に違ふということなのか、そこら辺を説明をしていただきたいというふうに思います。それはいま私が読んだあなたの答弁ですね。どうもこれはちよつと舌が足らないように思うので、もう少し詳しく理解できるように説明を願いたいというふうに思います。

○田中説明員 先生に十分御理解いただけるように説明できますかどうか、最善を尽くしてみたいと思ひますが、先ほどからお話がありますように、企業会計原則というものは、やはり法律でございまして、強制力もない。「正当な理由」ということは、やはり法律上の用語だと思ひます。そこで、法律的に突き詰められまうと、会計の側から何が正当で何が正当でないということはなかなか明瞭に答へにくい。この点については、田邊前参事官が国会におきましても、監査をする側からそれは正当とは思えないぞと言われた場合に、それに立ち向かつて、それは正当な理由だという論理を提出することはなかなかむずかしいということを言われておりますが、そこでやはり法律的な用語である、そうして私どもはしんしゃくすべしというものを非常にまじめにとりまして、正当でない場合には、これは要するに内容が直ちに違法なりあるいは決算そのものが無効になるといふような場合もあるのではないかと。そういう意味では、むしろ混乱を避けるために、「正当な理由」というのを除いて、みだりに変更してはならないという一本にしぼっていった。従来は、みだりに変更すればこれはいけない、それでそうでないものはまあ大体正当な理由というふうに厳格に

考えてきておりました。そしてみだりでない場合に正当な理由とそれ以外のものがあるかのような誤解を与えてもいけないので、今回は、したがって、みだりにはやっちゃいけない。そして何がみだりであるかということとは、これは会計的にも協会等を通じてある程度の指導原理を立てていくことができるのではないかと。そういうような気持ちを持っていくわけでございます。

十分御納得いただけましたかどうか、なんでございしますが、要するに商法という一つの法体系、そこに行政的な会計なり会計原則というものが沿っていくわけでございますから、あまりにこちらが法律の分野で使うようなことばを使って混乱を起すのもいかにかということ、最終的にこのことばは削られたというのが、私が従来聞いていたところでございます。

○田中説明員 先生に十分御理解いただけるように説明できますかどうか、最善を尽くしてみたいと思ひますが、先ほどからお話がありますように、企業会計原則というものは、やはり法律でございまして、強制力もない。「正当な理由」ということは、やはり法律上の用語だと思ひます。そこで、法律的に突き詰められまうと、会計の側から何が正当で何が正当でないということはなかなか明瞭に答へにくい。この点については、田邊前参事官が国会におきましても、監査をする側からそれは正当とは思えないぞと言われた場合に、それに立ち向かつて、それは正当な理由だという論理を提出することはなかなかむずかしいということを言われておりますが、そこでやはり法律的な用語である、そうして私どもはしんしゃくすべしというものを非常にまじめにとりまして、正当でない場合には、これは要するに内容が直ちに違法なりあるいは決算そのものが無効になるといふような場合もあるのではないかと。そういう意味では、むしろ混乱を避けるために、「正当な理由」というのを除いて、みだりに変更してはならないという一本にしぼっていった。従来は、みだりに変更すればこれはいけない、それでそうでないものはまあ大体正当な理由というふうに厳格に

考えてきておりました。そしてみだりでない場合に正当な理由とそれ以外のものがあるかのような誤解を与えてもいけないので、今回は、したがって、みだりにはやっちゃいけない。そして何がみだりであるかということとは、これは会計的にも協会等を通じてある程度の指導原理を立てていくことができるのではないかと。そういうような気持ちを持っていくわけでございます。

十分御納得いただけましたかどうか、なんでございしますが、要するに商法という一つの法体系、そこに行政的な会計なり会計原則というものが沿っていくわけでございますから、あまりにこちらが法律の分野で使うようなことばを使って混乱を起すのもいかにかということ、最終的にこのことばは削られたというのが、私が従来聞いていたところでございます。

○稲葉誠委員 この会計原則の注3の「継続性の原則について」というのがありますね。この中では、「いったん採用した会計処理の原則又は手続については重要な変更が行なわれた場合には、変更が行なわれた旨及びその変更が財務諸表に与える影響額を当該財務諸表に注記しなければならぬ」というふうになっておるわけですが、これが注のほうに入って、本文からははずれたわけですね。ちよつと正当な理由によって云々がなくなつた。そうすると、正当な理由がなければ重要な変更をしてはいけないということなんですか。どうもそこら辺がよくわかりませんがね。これはむしろ、法律解釈なら法務省のほうがいかにわからぬ。これはどうなんですか。いままでの場合公認会計士が監査する場合、現行法では正当な理由によって云々ということがありますから、ね。正当な理由があるかないかということを一応判断の材料にしなければいけないわけですか、正当な理由によって変えたかどうかということ。どっちでもいいです、大蔵省でもいいですが、今度の場合は正当な理由によって変えたかどうかということについては判断しなくていいということになるわけですか。

○田中説明員 従来私どもは、財務諸表の監査証明に関する省令というのがありまして、その中の第四条第三項で、「次に掲げる事項を示して表明するものとする」というのがあります。その二号に、財務諸表の項目が要するに同一の基準によって処理されているかどうか、これは継続性の原則に關係する点でございします。「財務諸表の重要な項目が同一の基準により処理されていない」と認められる場合において、その基準の変更が正当な理由に基づいていないと認められるときは、当該変更があつた旨、その基準の変更が正当な理由に基づいていないと認められるときは、その旨、当該変更が正当な理由に基づいていないと認められる理由及び当該変更が当該財務諸表に与えている影響」というものを意見表明する。この意見表明というのが一般的には限定意見というふうにいわれておりますが、こういうようなことで、従来も要するに継続性の原則が変更のありまらかにするということになっております。今回も変更があれば、注におきましてやはりすべて明らかに注記しろというように、いま先生がお読みになりました注のほうにございしますから、その点では「正当な理由」があつた場合とそれを削つた場合と変化はないというふうに考えます。

○稲葉誠委員 いまの資料「商法と企業会計原則との調整について」というものの三に「三」というのは本文の三ですが、「商法が強行法規たることにかんがみ、企業会計原則の指導原理としての性格を維持しながら、注解等において商法に歩みよることとした」という書き方ありますね。この「商法に歩みよることとした」というのは、これはわかっているようにもあるけれども、ぴしつと言つてどういふことなんですか。

○田中説明員 従来、証取法に基づく監査は事後監査でございました。それが今回、商法監査も行なうので事前監査にもなる。そして同一の公認会計士なり監査法人が両方の監査を取りしきる。そこで商法の基準はこつちだ、証取法監査の基準は

○田中説明員 従来私どもは、財務諸表の監査証明に関する省令というのがありまして、その中の第四条第三項で、「次に掲げる事項を示して表明するものとする」というのがあります。その二号に、財務諸表の項目が要するに同一の基準によって処理されているかどうか、これは継続性の原則に關係する点でございします。「財務諸表の重要な項目が同一の基準により処理されていない」と認められる場合において、その基準の変更が正当な理由に基づいていないと認められるときは、当該変更があつた旨、その基準の変更が正当な理由に基づいていないと認められるときは、その旨、当該変更が正当な理由に基づいていないと認められる理由及び当該変更が当該財務諸表に与えている影響」というものを意見表明する。この意見表明というのが一般的には限定意見というふうにいわれておりますが、こういうようなことで、従来も要するに継続性の原則が変更のありまらかにするということになっております。今回も変更があれば、注におきましてやはりすべて明らかに注記しろというように、いま先生がお読みになりました注のほうにございしますから、その点では「正当な理由」があつた場合とそれを削つた場合と変化はないというふうに考えます。

○稲葉誠委員 いまの資料「商法と企業会計原則との調整について」というものの三に「三」というのは本文の三ですが、「商法が強行法規たることにかんがみ、企業会計原則の指導原理としての性格を維持しながら、注解等において商法に歩みよることとした」という書き方ありますね。この「商法に歩みよることとした」というのは、これはわかっているようにもあるけれども、ぴしつと言つてどういふことなんですか。

○田中説明員 従来、証取法に基づく監査は事後監査でございました。それが今回、商法監査も行なうので事前監査にもなる。そして同一の公認会計士なり監査法人が両方の監査を取りしきる。そこで商法の基準はこつちだ、証取法監査の基準は

あらだというふうに分裂するのはよろしくございませぬし、そこでドッキングが行なわれたわけでございます。そしてその場合にやはり商法という法律体系の中にこちらも入っていくわけでありまして、その法律的な境界ないし解釈というものが歩み寄らざるを得ないというような意味で歩み寄りということが使われているのじやないかと思ひます。

○稲葉(誠)委員 これは法務省と大蔵省と両方に聞くのですが、同じ資料の中に「記」と書いた中で三ですね、「企業会計原則修正案の趣旨にそい、法務省令「株式会社貸借対照表及び損益計算書に關する規則」及び大蔵省令「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に關する規則」を修正し、兩者の一致を図ること」というふうにありますね。この点については法務省なり大蔵省両方にお尋ねするのですが、「兩者の一致を図る」ということは、これは具体的にどういうことであつて、もうすでに済んでいるのですか。これからやろうという点とですか、どういふ点ですか。

○川島(一)政府委員 これからやろうとするわけでございます。この法務省令、株式会社の貸借対照表及び損益計算書に關する規則と申しますのは、商法中改正法律施行法の四十九条に基づきまして、株式会社貸借対照表と損益計算書の記載方法その他の様式を定めるものでございます。それと大蔵省令のいわゆる財務諸表に關する規則等用語その他いろいろまちまちな点がございまして、これを統一しようというものでございます。

○田中説明員 同じでございます。要するに証取法の監査というものが依然あるわけでございますから、それによつて出される内容と商法監査によつて株主総会に提出される内容とがそを来たさないように兩者の統一をはかりたい、それを商法が国会を通りましてそして企業会計原則等が確定いたしましたら作業に取りかかるといふふうに考へております。

○稲葉(誠)委員 そりすると、二つの監査を事実

上へんだだけで済ませたいということなんです、さつぱらに言うとうやうな。

○田中説明員 結局同じ人がやるわけでございます。商法監査のほうは事前監査でございますから、相当前日に企業の内容にタッチしていき、そして一回でやると申しましてもおそらく当該営業年度全部を通じて非常に綿密に注意を払いながらやるということだと思ひますが、いずれにしても監査証明として提出する内容はそこを来たさないようにしなせんと、非常にぎくしゃくすると思ひます。

○稲葉(誠)委員 それはそのとおりなんですけれども、私の聞くのは商法による監査と証取法による監査と實際は性質が違ふわけでしょう。違ふのだけれども、實際は兩方を一緒にやっちゃうということなんでしょうか、それと聞いているのです。全然別にするのですか、それはどういふんですか。

○田中説明員 事實上一緒にやまして、それで私どものほうには営業年度が終わつて三ヶ月たつたら、やはり証取法の監査証明をつけて出してくる、そして商法の株主総会にも今度の特例法によつて監査対象とされているものに対して証明をつけて出すという、先生の仰せのとおりでございます。

○稲葉(誠)委員 そこでやはりことしの二月十四日に田中さんが「商法が成立しました曉には、現在企業会計原則修正案として企業会計審議会の四十四年の十二月報告のあるものについて所要の見直しをした上に修正案として確定してまいらうことになりまふ。こういうふうに答えておるわけですね。

そこで、これは立法府の関与すべきことではないという議論もあるかもしれません、これは行政の問題だということであるかもしれません、商法との関連で問題になってくることですから、これはお尋ねをするわけなんです、私はだからこの修正案というのについてこまかくどこどこをどうするかということ、これはいいか悪いかは別と

して、行政のジャンルの問題だと思ひますけれども、そこで十二月報告のあるものについて所要の見直しをするということですね、あなたの答弁は、そうすると、具体的にどういふか、こまかい内容は別として、企業会計原則の修正案というもののどこをどういふふうに直すかというのはいくつか聞かないけれども、どこを直さなければならぬというふうに考えられるのかというところは、これは当然聞いてもいいことだと私は思ふのです。こまかい内容は別として、どこを直さなければならぬかということになってくるのかということですね。

○田中説明員 その見直しをしていただく場合に、こちらがこう修正してほしいという原案のよりの案を出すということではございませんで、やはり衆参兩院の審議を通じていろいろ貴重な御意見が示されまして、かつ附帯決議におきまして、前回衆議院におきましては企業会計「原則」の修正に當つては、より真實の財務内容の公開という目的に合致するよう留意すること、参議院の附帯決議におきましては「企業会計原則は、企業の財政状態及び経営成績について真實公正な財務諸表を作成公示するための基準であるから、修正については、その目的に反することのないよう配慮すること」といふのが決議されまして、私もその御趣旨を尊重しなければならぬわけでございます。

かつ、社会経済情勢も企業会計原則修正案が公表された昭和四十四年当時とは異なつてきておりますし、また修正案の内容について誤解を与へるような意見が公表されていたり、了解のないことであつたかとも了解があつたかとも書きものなどもございまして、そういう点をあわせ現時点において考へてみますと、修正案については謙虚に見直しを行なう、そして十分審議会でも見直すべきものは見直していただいて、その上で最終的に確定する必要があると考へております。

○稲葉(誠)委員 それは抽象的な御意見としてはそのとおりなんです、だから、私は具体的な内

容についてこれ聞かぬという意味ではなくて、いいですか、いまあなたがいろいろ言われましたね、そのことについて一々こまかく聞いていけば、これはなかなか、これで二、三時間たちますよ。それはばくばくきようの法務委員会であるのは適当かどうかという、ちよつとあれですか、むしろ大蔵委員会であるのが筋じやないかというふうに思ふのですが、私の聞きたいのは、たとえば附帯決議がある。それはこんなことを言つては悪いかもしれませんが、抽象的というか、その他のいろいろものを生かすといつたつて、この修正案の中のどこをどう変えるかということを開くわけですね。だから、見直しをするといふば、修正案の中のとえは一般原則の中のとえは点だとか、あるいは第二の損益計算書の原則だとかいろいろあります。この中のどこをどう問題となつてくるのだろうか。私はこのこまかい内容までいまこの段階で聞こうというわけじやないのです、そういう点は当然答えられるのではないかと、そういうふうに思つて聞いておるわけなんです。

○田中説明員 御審議において、特に三十二条の二の關係、継続性の原則、特定引当金、やはりこれが中心になつたと思ひますので、どういふ御審議があつたかというふうなことを審議会の議題にのせまして十分審議し、見直すべきものは見直していただくということでございます。したがって、具体的に最も意見が多かつたたいたいの三点については十分議を尽くしていただくと思ひます。

ないようにするとか、いろいろあると思うのですが、こういう点でそのプリンシプルがどこにあるのかということ、これをひとつ説明していただければ、これだけのものはしっかり守っていくのだ、そしてその上で三点について見直しというものを考えられるのだということでしょう。そこら辺のところが出てこないとうまくよく理解しにくい、こういうふうに思うわけです。

○田中説明員 三十二条の点は商法の解釈の問題でございますので、私どものほうとしてやれますれば継続性の原則、それから特定引当金はこれまた二百八十七条ノ二で商法の問題でございます。そして特定引当金に關しましては、公認会計士として、どういふものが商法上認められているのかどうかということについて、やはり関心といえますが、重要なことでございますから、これから法務省に御相談申し上げて、指導原理というものを通達なり何らかの形で出していただいたほうがいいのではないかと、あつてを申し上げました。その点は法務省のほうでどういふ御措置になりますか、法務省の問題でもございます。

継続性に関しまして私どもがやりますことは、みだりに変更してはならない、そうすると、みだりに変更するというのは大体どういふ指導原理になるべきか、さらに、一つ一つについてはみだりではないけれども、全体として見た場合には利益の平準化というものを目的としておる、こういうものもやはりみだりな変更になると思ひます。そこで、そういうようなものを含めて、公認会計士協会としまして傘下の公認会計士に通達のような形で指導原理を示さなければならぬということ、現下の時代の要請にもなっていると思ひます。そういうた動きに對しましては、私どもも相談にあずかりながら善処していきたい、かように考えております。

○稲葉(誠)委員 きよりの審議官の答弁は非常にわかりやすいですね。いままでのやつは速記録を読んでみてもわからないのです。何か答弁を非常に詰めちゃっているのかな、時間が十分でなかった

かもわかりませんが。きよりののはよくわかった。いまの問題は、またあとで大臣が来てからもう一ぺん聞かなくてもいい。通達の問題、引き当てる金の問題が中心になるかな、ポイントだけ……。そこで、二百八十七条ノ二の「引当金」これはよく聞き慣れた言葉ですが、三十七年の初めのころ、三十六年から出たのかもわかりませんが、三十七年に法案であるわけですね。私が参議院に出たのは三十七年七月ですから、私が出る前なんです。だから質問が簡単だった、不十分だったというわけではありせんけれども、これを見てみたら全くといっていいくらい質問がないのです。衆議院で一回ちよこつとやつて、何だかよくわかりませんが、それから参議院で一回ちよつとやつて、それでこの関係は全部通つてしまつたのです。これは考へてみると、やはり法案が出たときにはいろいろな角度から慎重に審議をしてやつていかないと、あとでわからなくなつちやうと思ひます。

そこで、「引当金」二百八十七条ノ二の新設について、三十七年の三月六日に当時の民事局長平賀健太さんが提案説明してゐるのです。それを讀んでみますと、こういうことを言つてゐるのです。「次は、引当金に關する第二百八十七条ノ二の新設であります。現行法では、いわゆる負債性引当金については規定を設けておりません。負債性引当金というのは、将来における特定の支出に對する準備額であつて、その負担が当該事業年度に屬し、その金額を見積もることができるものというように説明されておられます。また、法律上債務でない見越費用を負担とすることにきまつては、理論上疑義がないわけではありせん。しかし、會計の理論及び實際の面から負債性引当金を認めるべきであるという要望が強いのであります。そこで、この法律案におきましては、この要望をいれ、特定の支出または損失に備へて引当金を貸借対照表上の負債として計上することができ、道を開いたのであります。しかし、この引当金は、そ

の範囲が広く、また、經理操作に利用されやすい項目でもありますので、株主總會で計算書類の承認をする際に、引当金の目的を明らかにしておく必要上、その目的を貸借対照表において明らかにしなければならぬこととし、また、この引当金を目的外に使用するとき、損益計算書においてその理由を明らかにしなければならぬことについて、この引当金の項目は、株主の利益に關することであり、この項目の内容を株主に知らせることによつて株主の保護をはかるという趣旨であります。これが提案理由であるように思ひます。おそろく法務省が出して、大臣が説明し、大臣の説明は非常な簡単なものでしたが、その後、局長が補足説明したのかんかわかりませんが、こういう説明だと思ひます。ここであつて、あと午後またゆつくりやりますが、この民事局長が問題にしているのは、負債性引当金のことですね。二百八十七条ノ二は、負債性引当金のことについて民事局長が盛んに言つてゐるわけでしょう。ちよつと中はいまいなところがありまして、どうもそう言つてゐる。ところが企業會計原則では、その点は違つてくるのじやないですか。企業會計原則の現行は注の16ですか、それから修正案は注の18ですね。そうすると現行と負債性の性質をもつものとの區別があるが、後者については、流動負債に屬するものと固定負債に屬するものとを區別する必要がある。(1)は「納税引当金、修繕引当金のように将来における特定の支出に對する引当額が比較的短期間に使用される見込のもの、流動負債に屬するものとする。(2)は「退職給付引当金、船舶等の特別修繕引当金のうちに相當の長期間を経て實際に支出が行なわれることが予定されてゐるものは、固定負債に屬するものとする。」「このように書いてあります。修正案を見ますと、「将来において特定の費用(又は収益の控除)たる支出が確實に起ると予想され、当該支出の原因となる事実が当期においてす

で存在しており、当該支出の金額を合理的に見積もることができ、場合には、その年度の収益の負担に屬する金額を負債性引当金として計上し、特定引当金と區別しなければならぬ。」「このように書いてあります。」「製品保証引当金、売上割引引当金、景品費引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給付引当金等がこれに該する。負債性引当金は、金額は未確定であるが、その支出は確實に起ると予想されるものであるから、偶発損失についてこれを計上することはできない。」「このように書いてあります。」「負債性引当金」といふものと特定引当金といふものを區別してゐるのじやないですか、企業會計原則では、どうも私は會計學専門じやありませんが、よくわからないのですが、この提案説明で七条ノ二のときの提案説明になつてゐるよう思ひます。あるいはその説明の中に、いわゆる特定引当金らしいものがちよつと入つてゐるようになると、法務省は會計學のことはよくわからぬ、よくわからないと言つては悪いけれども、大蔵省は會計學のほうは専門だけれども、法律のほうになつてくるとちよつと弱い。商法は強行法規だといふのも何か私はよくわからないのです。さつきあまりよく聞かなかつたのですけれども、これは食い違ひがあるのですか、ないのですか。これが私はよくわからないのですよ。どうなんでしょうか、これは。

○川島(一)政府委員 表面的には確かに食い違ひがあるように思ひます。その食い違ひの原因は何かと申しますと、一つは負債性引当金といふことばの意味が違つて解釈されてゐるのではないかと申します。企業會計原則のほうで申します負債性引当金といふのは、やはり債務たる性質を持つてゐるものでありまして、それに対して提案理由で

平賀局長が述べておられます負債性引当金というのは、債務ではないけれどもこれに準ずるような性格を持ったものそういう意味であろうと思います。企業会計原則ができました当時には、まだこの商法の三十七年の改正が行なわれておりませんでしたので、企業会計原則には特定引当金に関する規定がなかったわけであります。その後、商法

が改正になりました。負債でない負債性引当金、つまり特定引当金でございますが、これが法律上認められることになったわけでありますので、それに伴って企業会計原則を修正しておけばその間の不一致というものは生じなかつたわけでございますが、その手当てがなされないまま今日に至っているところ、この両者の不一致の原因があるんではなかるうか、このように考えております。

○田中脱明員 従来の経緯はともかくといたしまして、現在におきましては、特定引当金は評価性引当金並びに負債性引当金以外のものではないか、修正案もそのような分け方になっていると思いますが、そうして、従来負債たる性質を持っています。そういう性質を

るものと負債ではないが負債性である。何かちよつとはっきりしない面もありましたのを、今回は負債性引当金とは何だ、ということ定義ではっきりしまして、例示をさっき先生お読みになったように並べているわけでございます。これはいわば条件つき負債そのものでございますから、二百八十七条ノ二に依拠しなくても、商法の他の負債は全部貸借対照表に出せという観点からいたしますと、負債性引当金は二百八十七条ノ二によるもの

ではない。そうすると、二百八十七条ノ二によるものは何かといいますと、評価性でも負債性でもない引き当て金ということではないか。現在の会計的な面ではそのように了解ができております。

○稲葉誠委員　これは商法の条文を見ると、特定引当金のようにとれるのですね。そうでしょう。ところが説明を見ると、どうも説明が何か違っているというか、これは解釈というか、内容の広い狭いによって違うのかもわかりませんけれど、違ってきているわけですよ。そこで平賀さん

の言っておる中で、いわゆるいまの準則という特定引当金、これは平賀さんが提案というよりも法務省が提案説明しているわけですが、この法務省が提案説明した「引当金」に関する二百八十七条ノ二の中で、いわゆる企業会計原則という特定引当金はどれなんですか。この提案説明の中にありますか。

○川島(一)政府委員 当時の法務省の説明で負債性引当金といっておりますのが、すなわち現在の特定引当金といわれているものと一致することになるのではなからうかと思ひます。と申しますのは、現在の引き当て金は負債の部に計上いたします。その実質は債務ではございません。利益留保性のものでございます。そういうものを「引当金」として二百八十七条ノ二で認めたわけでございます。

あつてつくつたんだということを平賀局長が説明の中で言っておるわけでございまして、それがすなわち特定引当金の説明であつたということになるらうと思ひます。

○**稲葉(稲葉)委員** なせ、どこからそういう要望が出たか、これはあとで質問しますよ。答えはわかりあい簡単だと思うのですよ。そうすると、法務省が言っておる「将来における特定の支出に対する準備額であつて、その負担が当該事業年度に属し、その金額を見積もることができるもの」、こう最初に言っているでしょう。これは大蔵省、何ですか。これは大蔵省に聞こうか。これは特定引当金ですか。

○田中説明員 法務省の政府委員の御答弁でござ
いますから、私は差し控えさせていただきます。
○稲葉誠委員 あなが専門家じゃないか。
○川島(一)政府委員 この少し前、先ほど先生お
読み上げになりましたところですが、「現行法で
は、いわゆる負債性引当金について規定を設けて
おりません。」と言っておりまして、そうして「負債
性引当金というのは、将来における特定の支出に
対する準備額であつて」云々というふうに説明し
ておるわけでございます。そうしますと、この負

償性引当金というのは、現行法では規定を設けていないところのものであるということになるわけでありまして、それについて今度二百八十七条ノ二を新設するというわけでございますので、ここで申しておりますいわゆる負債性引当金というのは特定引当金をさすというふうに、この文脈の上からも考えられるわけでございます。

○稲葉誠委員　文脈の上からはそういう見方ができるかも知りませんが、私の言うのは、いま私が読んだところ、将来における特定の支出に対する準備額であつて、その負担が当該事業年度に属し、その金額を見積もることができるもの、これはいまの企業会計原則でいうと一体どれになるのですか。ぼくは会計学はわからないから聞くわけですが。

○田中説明員 現在の負債性引当金は、将来において特定の費用たる支出が確実に起ると予想され、当該支出の原因となる事実が当期においてすでに存在しており、当該支出の金額を合理的に見積もることができる「もの」ということでござい

ます。この法務省の政府委員がお答え申し上げた……（稲葉誠）委員「お答えじゃない、提案説明なんですよ」と呼ぶ。「将来における特定の支出に對する準備額であつて、その負担が当該事業年度に属し、その金額を見積もることが出来るもの」というと、現在私どもが定義した負債性引当金ではないかと思ひます。

○川島（二）政府委員 その辺は私勉強してまいりませんでしたが、ちよつといまいろいろ検討し

てみましたが、どうも違うのではないかと思います。と申しますのは、この企業会計原則修正案の注18でいっております負債性引当金の定義と、それから先ほどの政府委員の説明とは、内容はほとんど同じことをいっておりますけれども、修正案のほうはむしろ条件つき債務のようなものを考えており、政府委員の説明のほうは、そういう条件つき債務とはいえないようなものをいっておるといふことではないかと思うわけでございます。そうしませんと、どうも意味がつながりませんの

で……（稲葉誠委員「無理につなげているんじゃないか」と呼ぶ）おそらくこの表現が、いずれを見ましても必ずしもはつきりしないわけでございますが、条件つき債務である場合とそうでない場合と、一方は条件つき債務である場合をいい、それから政府委員の提案説明のほうは条件つき債務でない場合をいっている、こういうことに解釈され

るわけでございます。

○稲葉（誠）委員　政府の答弁なら、ことばが足りなかつたり、そのときのぐあいではいろいろ出てくるから、そのことは私はかれこれ言わないのですよ。これは提案説明なんだ。提案説明がきわめてわからないのですよ。今度じゃないですよ、この前ですよ、十年前の話。ぼくが出ていないときですよ、念を押すけれども。それで、この提案説明

たではない。まあそんなこと言っても始まらぬけれども。それで、法務省が提案説明していることについてあとから聞いて、それでこの二百八十七条ノ二の新設がどういう目的でどこからの要

な現実の作用をしているのか、それが株主の利益なり何なりにどういうふうな影響を与えているのか、こういうようなことを午後に関きたいと思うのです。この提案説明はよくわからないのですがね。疑義があるとか何とかいう提案説明までしているというのは、ぼくは変な提案説明だと思えます。提案説明ならもう少ししつとすればいいので、何だかわかったようなわからないようなこ

とをいって、何かどこかの圧力でいいやいや提案し
ているような印象を与えるような提案説明なわけ
でしょう。こういうのはちよつとまずいと思うけ
れども、これはあなたの責任じゃないから別とし
て、これについて午後また聞きますからね。

それから、累積投票の場合。累積投票の場合
は、いろいろ組み合わせがありますから、いろいろ
具体的な例をあげて説明を願いたい、こう思
うのです。

それから、あとまだありますが、きょうは時間

がたっぷりありますからゆつくりやりますが、昼で一応休憩ということで、午前中の質問はこれで一応終わりにいたします。

○小平委員長 午後一時に再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時二十四分開議

○大竹委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。玉置一徳君。

○玉置委員 今次商法改正が参議院で若干の修正並びに附帯決議を付されまして送付されてきたのでありますが、御案内のとおり、株式会社等の運営の適正と安定をはかり、資金の調達を容易にするのとともに株主の利益擁護のため監査役の制度等の強化その他もろもろの事項を盛った今度の商法の一部改正でございます。

そこで、まず参議院から送付されました附帯決議でございますが、大蔵省に先に尋ねまして、御退席いただきたい、こう思うのです。

参議院の附帯決議の二番でございますが、「監査法人は、その社員が税務代理、税務書類の作成及び税務相談を行なっている会社について、本法の監査業務を行なわないう規制すること。」というふうになっております。一部、監査法人の従業員がそれに従事するような場合のことを危惧する向きもありますが、どのようにこれを阻止されようと思われるか、御質問申し上げておきたいと思ひます。

○田中説明員 監査に補助者として従事する者が被監査会社の税理士業務を行なっている場合には、当該監査法人は当該会社の監査を行なうことができません。これを監査に従事しない従業員にまで広げること、利害関係の範囲の広げ過ぎといひますか、適当でないというふうに考えられます。現実にもそのような御懸念はないのではないと思ひます。

○玉置委員 その三に、「企業会計原則は、企業の財政状態及び経営成績について真実公正な財務諸表を作成公示するための基準であるから、修正については、その目的に反することのないよう配慮すること。」こうなっておりますが、この附帯決議の三番目は、どのような趣旨でこういう附帯決議がつき、それを当局はどのように措置されようとしておるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○田中説明員 その附帯決議はおそらく今度の商法の三十二条の二項の斟酌規定とか、あるいは継続性の原則とか、特定引当金といふことをめぐっての御審議の結果出た附帯決議ではないかと思ひますので、私もその御趣旨を尊重いたします。ここで、先ほども申し上げたのでございますが、ここでどういふ審議があったか、そして、修正案は一応四年前のことでございますし、その間社会経済情勢の変化もある。そしてその間いろいろ誤解を招くような発言その他が雑誌等に報じられておりましたから、そういうことを企業会計審議会に報告しまして、その審議会において、そういうことを踏まえて見直すべきことは見直すということをやつていただいた上、これを確定したいというところでございまして。

○玉置委員 それでは、附帯決議の一番に戻ります。

現在の会社は、御案内のとおり、一つの株式会社で非常に数多くの株主を擁しておるわけでありまして。たとえば新日鉄で申しますと四十九万四千五百六十九名、それから丸紅でも一万二千二百二十九名、三菱商事で三万一千五百五十名で、三井物産で五万六千七百八十名、東京電力で三十万、東レで十五万、こういうふうな株主が非常にばく大な数字にのぼっております。こういうことになりまして、株主の利益擁護というよりは、株主はただ投資の対象としておる面が非常に多くなるのではないかと。御案内のとおり大口の株主にいたしておりますれば、企業の行動に非常に大きな関心を持つておりますけれども、若干、そこまでの関心を

持たない数多くの層が存在すると思なければいかない、こう思うのです。そこで、今度の商法の改正にあたりまして、そういう意味で監査役が会計だけでなく業務一般についても監査を得るような改正になっておりますけれども、実際問題として、この数の多い株主を株主総会で一堂に集めることも、物理的にほとんどは無理じゃないだろうか。と同時に、お集まりになっておる、ほんの四百名、五百名ぐらいの御人数であると思ひますが、五十万人に四百名というふうな数でございまして、株主総会の運営を今後とも気を付けようといふことになっておりますけれども、的確にこういふ改正がどんなに考えても、的確に株主に短時間の間にその会社の業務形態の実態を把握していただいたりすることは非常に困難じゃないだろうか、こういう感じがいたします。したがって、今後株主総会並びに会社の業務監査等についてのやり方につきまして、すみやかに商法を改正してもらいたいという附帯決議についておるわけですが、この実態にかなりあて、一体どのような方向でこれを持っていこうかというようにお考えになっておるか、大臣並びに当局の御答弁をいただきたい、こう思ひます。

○中村国務大臣 私どもも考えまして、附帯決議第一項というのは、まことにごもっともに思ひます。非常に大規模な企業、小規模のもの、これは一本の商法で運営しようといふこと自体に無理がありますので、おのずから企業の社会的責任も異なりますし、そういうすべてを入れて再検討をする必要があらうかと思つております。したがいましめて、この附帯決議の趣旨に沿ひまして、法務省としましてまたに検討を続けていく考えでおりますので、さようにおき取りいただきたいと思います。

○玉置委員 局長から御答弁をいただきましたが、そこで、この大きなばく大な数字にのぼる株主、この方々が一堂に会することは物理的にできない。一時間もしくはそれよりもっと時間の少ないところではほとんど終わつておる実態にかなり

みまして、株主総会というのは一体どのように運営するようにするか、あるいは会社といふものなにかは、実態的にはどんな位置づけがほんとうなんでしょうか。

○川島(一)政府委員 たいへんむずかしい問題でございます。会社は企業でございますが、株主はその出資者の立場に立つわけでございまして、その会社の基本方針といふものはやはり株主がきめるという形をとらざるを得ない、そういう組織であると思ひます。したがいましめて、株主総会に最も重要な権限、たとえば定款を改正するとか取締役を選任するとか、そういう権限は株主総会以外に持つものがないわけでございまして、その限りにおきましては、やはり最も重要な機関としてこれなるべく合理的に運用ができるような形に考えていかねばならないというふうに思ひます。先生御指摘のように、大きな会社になりますと株主が非常にたくさんおります。これを一堂に会することは確かに不可能でございます。実際の運用におきましては、委任状をとるといふような形でかなり総会が運営されておるわけでございまして、この委任状をとる方式にいたしまして、現在のように白紙委任を求めるというふうな形でなしに、何かの限定を付した株主の意見を反映させるような形で委任状をとるといふようなことも考えられますし、いろいろ技術的な問題が考えられると思ひますので、そういう点も含めまして、株主総会の機能がどうしたら十全に発揮できるかといふことをさらに検討していきたい、附帯決議の御趣旨をそういう方面においても生かすように努力していきたい、このように考えております次第でございます。

○玉置委員 労働組合その他で行なわれております、一般に行なわれておるような代議員制度といふものにするのも、これまたむずかしい問題もあると思ひます。しかしながらいま局長のお話のよう、これが一番重要なことを規定するものであることだけは事実でありますけれども、そういう意思表示をどう持つていくかといふことはほん

とうに至難中の至難じゃないか、こう思います。だからこれについては学識経験者及び実務者等々の意見を、審議会を設けるかもししくは大臣諮問の懇談会にされるか、直ちに発足をし出さないと、お互いに衆知を集めないとなかなかむずかしい問題じゃないかと思いますが、どのようにお考えになりますか。

○川島(一)政府委員 商法の改正につきましては、従来から法務大臣の諮問機関として設けられております法制審議会において御審議をいただいているわけでございまして、学者それから学識経験者のほかに、実業界に携わる方などもおられますしあるいは官庁の関係の方もおられますが、そういう審議会におきましてこれまで審議を続けてきたわけでございます。今回商法改正案を国会に提出いたしましたので、いろいろな貴重な御意見をいただきましたので、そういう点につきましても審議会に報告をいたしましてさらに審議を続けてまいりたい、このように考えております。

○玉置委員 そこで、先ほど申しましたように、いまの株主の大多数の方々、非常に大きな株を持つておいでになります方々、大株主を除きましては、一般庶民の多くは投資の対象にしておいでになるという感じが実感じゃないだろうか、こう思わざるを得ないと思うのです。そういう意味ではある一定の株主總會のときだけに財務諸表を見せまして意見を徴するというようなことは実際はなかなか困難ではないだろうか、そういう方々のために常時監査をするような機関を設けざるを得ないんじゃないだろうか、こう思います。常時監査をしておいでになる方々、たとえば公認会計士なら公認会計士、監査法人なら監査法人で常時株主のかわりにそういうことを行なっておいてになる方、そういうものをつくることによって、その制度をつくることによって株主で意見があるものはいくつでも聞きに行けることにしなければいかぬのじゃないだろうかと思いますが、どういうようにお思いになりますか。

○川島(一)政府委員 常時監査をするようにした

らどうかという御提案でございますが、私も全くその御趣旨に賛成でございます。

今回の改正案におきましては、大きな、資本金五億円以上でありますか、そういう株式会社につきましましては、決算の際に会計の専門家である公認会計士あるいは監査法人を会計監査人として決算の検査に当たらせるといふことにいたしております。これは決算期がきてから監査を行なうということが法律上の要件になっておりますが、しかしながら大きな会社になりますと、決算期がきたときに何週間か監査をするというだけでは十分ではないと思います。それで見切れるものではございません。それからまた仰せのように、平素からいろいろ問題が起ったというような場合に、どうしたらこれが正しく処理されたことになるのかという点につきまして専門の方の御意見を伺うという必要も少なくないと思っております。そういう意味におきまして、この会計監査人についていましては、決算期がきてからあわてて選任するというのではなくして、もっと前から選任しておいて、そして平素から会計上の疑義を見ていただくというようなことをいたしまして、仰せのような常時監査の実質というものを備えた形で運営していくということが望ましいと思っております。

○玉置委員 先ほど申しましたように、実態は投資の対象になっておる株主が非常に多くなつておる。そういう意味からは、どうしても平素から株主の意見なりいろいろなことが表現できるような、あるいは聞きに行けるような制度、したがってそれは株主總會の場で選任された会計監査人もしくは監査法人というふうなものを事実上運営できるような機構が私はどうしても必要じゃないだろうかと思う。その意味ではなるべく近い将来の商法の改正にそういうこともひとつうたつていたいただきたい、原理的にそういう運営を行なうようにと申しますのは、株主だけの問題じゃないか、現在の大きな会社はこれはもう国民的な視野から、またた国民に対して責任を負うておるような形になつて

ておるのじゃないだろうか。たとえば国会で問題になっております予算委員会の総合商社は、六社でもって輸入の五割、輸出の四割をとり行なつておるといふぐらいに国民経済に非常に密接な関係を持つておるわけですね。したがって、会社の監査役が会計だけじゃないに業務上のことまで監査できるということになっておりますけれども、どうしてもいままでの伝統から申しまして会社の取締役会から任命された形のもの、形という実態というふうなものが絶対必要だという要件にまでなりつたような感じがするので、どうでございましょうか。

それから、いま申しましたように将来の商法の改正に、あるいはまた商法の改正以外でも、行政指導としてそういう運営が望ましい。でないといふまのようないろいろな問題が起つてきて国民のひんしゅくを買ふようなことも行ない得るわけでありまして、そういう意味のチェックも、株主にかわりあるいは国民にかつて意見を申し述べられたいかなければならぬのじゃないだろうか、このように思いますが、お答えをいただきたいと思ひます。

○川島(一)政府委員 仰せになりましたことは全くそのとおりであらうと思ひます。株主の立場、それからさらにはもっと大きな国民の立場から会社の運営が適正になされるように、そういう仕組みとかいうものも考えていかなければならぬ、実際の運用面においてもそういう点を配慮する必要がある、仰せのとおりだろうと思ひます。行政指導と申しますところのニュアンスがございまして、場合によってはあまり適当でないこともあろうかと思ひますけれども、しかしながら会社の運営としてこういうことが望ましいという機

会を通じてその趣旨を徹底するようにさせてまいりたいと思ひます。国民的な立場と、それから株主の立場というものが必ずしも一致するものではないと思ひます。したがって今後商法改正をする場合におきまして、そういう問題も考えるにつつましてはいろいろ複雑な問題が出てくるかと思ひますが、しかし仰せのように現在の社会情勢というふうなものを考えますとき、特に大きな株式会社は社会的にりっぱな存在として成長するように考えていくことはわれわれのつとめでもあると思ひます。

○玉置委員 そういう観点からすれば、私が先ほど申しましたような会計監査人というものは取締役会で選任されるよりも、むしろ株主總會で選任することが望ましいんじゃないだろうか、同時にその費用も株主總會で決定された費用、われわれが、国会が立法院で行政府をチェックしあはれて機関でありながら、大蔵省からもろろん金は来たりしておりますけれども、その予算措置はすべて一応国会にまいるわけでありまして、そのような形をとることが望ましい、こう思ひますが、どうでありますか。

○中村国務大臣 この点はごもっともな向きもありませんが、ただ今回の改正にあたりましては、法制審議会が会計監査人は取締役会で選任するようになつておりましたが、なおお説の点につきましては将来とも最も重要な検討項目として検討を続けていかなければならない、かように思つております。

○玉置委員 ですから答申のあったときとこのごろのあれでずいぶんそういう様相も変わつてつたあると思ひますので、そのことをひとつお考えいただきまして、全般として次の商法改正には臨んでいただきたい、こう思ひます。そこでこういった制度でございまして、つまりいま商法改正は監督は法務省でございまして、おやりいたしております。こういう会計監査人あるいは監査役等々、株式の利益保護並びに国家国民の利益の擁護のために、一つの監視役と申しますかあるいは指標を

の業務運営の簡素合理化を図り、大規模の株式社については、その業務運営を厳正公正ならめ、株主、従業員及び債権者の一層の保護をり、併せて企業の社会的責任を全うすることが

きるよう、株主総会及び取締役会制度等の改革を行なうため、政府は、すみやかに所要の法律案を準備して国会に提出すること。ここで、先ほど株主総会につきまして御質問を申し上げたわけでありましたが、取締役会制度の改革という点につきまして、附帯決議の趣旨はどのような趣旨だとお考えになるか、どのように措置しようとお考えになつておるか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○川島(一)政府委員 これは大規模の株式会社についての問題でございますが、御審議の過程で私なりに理解いたしましたところでは、現在の株式会社の運営というのは、社長が中心となつて、場合によりましてはその社長の一存でなされておる、あるいは中心となる二、三の取締役の一存でなされておるという運営が多いように聞いております。そこで、やはり商法上の制度といたしましては、取締役会というものが中心の機関になるべきでありまして、実際の運営がそのようになされていらない面があるとすれば、それは制度的にも何らかの手当てをする必要があるであらう。そうして、衆知を集めて、ここに書いてありますように、株式会社の企業としての社会的責任を全うすることができるよう、そういう分野をはかる仕組みをつくつていく、そういう方向で制度の改革を検討せよ、こういう御趣旨であらうと理解いたしております。

○玉置委員 ついででございますが、この間衆議院の予算委員会で大会社、ことに商社、銀行等の代表者を参考人として来ていただきました。いろいろの質疑を繰り返したわけでありまして、あるいは意図的かも知れませんが、私はそういうことを内容を熟知しておりませんというものが非常に多いございました。なるほどあれだけでつかなくなつてしまひますと、ちよつと内容のわからなかつたところもあり得るものもむしろ当然じゃないだろうかと思はれる節もございます。そういうような形で取締役会というものが運営されておる。だから、株主の利益擁護だけではなくして、そんなこ

とは言うべくして行なわれ得ないような大きな機構になり過ぎておる総合商社等に、商法改正というものを考えましてどういうことをお考えになるか、この際ひとつ御意見を承つておきたいと思ひます。

○川島(一)政府委員 たいへんむずかしい問題でございます。実は先ほど申し上げました法制審議会にはかりまして、委員の方々の御意見を十分に承り、委員会において十分の御審議をいたしたいというふうな思つておるわけでございまして、私一個の考えというものを申し上げるにははなはだまだ未熟なように思ひますので、できますればその点は今後の検討課題とさせていただきます、このように存じます。

○玉置委員 では答えのできやすいほうに戻りまして、先ほど附帯決議の中で、衆議院のときだつたと思ひますが、御案内のとおり、被監査会社の税務業務につきまして、監査法人の役員が一人でも従事しておる場合はいかに、こういうふうになつておりますが、このことはこのようにやつていただかなければならぬわけでありまして、これでも、これまで従来、たとえば監査法人というものは実態としてはお互いにある交友関係のある者がお集まりになつておるのじゃないか、そうしてお互いにもちろん知友であると同時に、ある程度のこととを何と話し合つていこうというお仲間が集まつておいておるのじゃないだろうか。そのうち、いままで法律的にそういうものがなかった場合に、その中には多数の税務上の仕事に従事しておいでになつた方々もあるのじゃないか。それを二、三年前のそういう仕事に従事しておいでになつた方々の作成されたものが、これから一切法律的にだめだということになると、実態として非常に不都合な問題が生じるのじゃないだろうかという感じがいたします。これが一点。

それから、先ほど申しましたように、会計監査人、公認会計士、それから監査法人、それから税理士の方々、この職域を若干の人数をたちながらうまくそれが相互に侵犯しないように、共存でき

るような、共存共栄と申しますか、お互いの分野においてりつぱにそれぞれの分野の責任を果たしていただくようになるように持つていかなければならぬわけでありまして、そのほんの経過的な期間というものは、公認会計士のうちで三分の二が現に税理業務を行なつておいておるというふうな実態から考えまして、法律並びに附帯決議等はあるべき姿というものを想定してものを言うておる節もあります。こういうふうな意味では、これを措置していくときの経過的なあんばいと申しますか配合と申しますか、というふうなことに十分な配慮を願ひまして、双方が御満足のいくような形で、そしてあるべき姿に早く持つていくというところがこれから法務省の非常にむずかしいところだと思ひます。これにつきましてもどこのようにこの附帯決議を措置していこうと思ひになるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○川島(一)政府委員 主として公認会計士の関係の問題になるわけでございまして、先ほど申し上げましたように大蔵省で所管しておられる問題で、附帯決議の關係も公認会計士關係の法令で措置されることに相なつております。そういう關係で直接にお答えを申し上げにくいわけでございまして、商法自体といたしましては、この法律が施行されましてからこの会計監査に移行するまでに若干期間を置いております。具体的には、この法律が施行になりましてから最初の決算期は従前どおり、その次の決算期から始まるということにしておりまして、しかもその実施は段階的に幾つかに分けてございまして、最初は現在商取法の適用を受けている、つまり商取法の監査を行なつておる会社について商法の監査を行なう、その次の年度に入りまして特に大きな会社について行なうというふうな三段階、四段階に分けておりました。配慮もいたしておりますので、その間に数年かかって完全実施ということになるわけでございまして、その間混乱のないように大蔵省にもよく御相談申し上げて考えてまいりたい、このように思つております。

○玉置委員 約束は大体一時間と申し上げておりましたので、大臣がおいでになりましたら將來の問題につきましてこまかく質問したいと思つておつたのでありますが、時間的に無理でございいます。われわれが商法の改正をやつております。こういう期間にも、世の中のあり方が国民の規範意識というもので変わつてまいります。株式会社の実態も非常に膨大なものがございまして、われわれが昔商法という形でもって頭に描いたような実態じゃなくなつてすばくつあるのじゃないだろうか。したがつて、株主の保護ということもさることながら、投資的な対象というふうな觀念がもたれるとすれば、それは国民経済的な観点からすべてのことを律していかなければならぬのじゃないだろうか。したがつて、今度は監査役の業務にまで手を伸ばしてよろしいということになつておりますけれども、事実上株式会社の取締役会から選任されるような形にいままでなつておりました監査役というふうなもの、取締役会あるいはその代表取締役について、総合商社のこれはよくないです、これはよくないですと、国会議員みたくに言いたいことを言うるような仕組みにはまいらぬ、これも実態だと思ひます。そういう意味では、できるだけ株主からそういう方々を選任できるような、あるいは株主の側からあるいは一般国民の側からは、監査役じゃなしの、広い視野からもつてそういうことが代弁できるようなものを將來とも育てていかなければならぬし、それには、いまの法務省並びに大蔵の証券局だけでという形よりは、むしろ私は独立の行政機関のほうにそれらマッチしやすいのじゃないだろうかという。これも御提議申し上げたわけでありまして、今後とも法務省はもちろんのこと、国会もこういう問題について真剣に取り組んでいかなければならぬのじゃないだろうかということを今次の石油危機の問題並びに予算委員会の審議等を通じて痛切に感じてくるわけでありまして、こういうことにつきましてひとつせつ々かの御検討を審議会等に御諮問されると同時に、審議会だけのあれじゃ

で——あなたはおられたかどうかは別として、あなたのところでは補足説明しているのでしょうか。補足説明だから、質問に対して答えたんじやなくて、ちゃんと省議が何かやって、そうしてこのあれをまとめて、そして書面で国会に出したのでしよう。常識的に見てそうでしょうね。それがよくわからないというのは、どうも何というか困るような感じがするのですが。困るとは申し上げませんが、困るような感じがすると言っておきませうけれども、これは大蔵省は何をいつているわけですか。法律上債務でない見越費用を負債とすること」というのは何をいつているわけですか。会計原則では何に当たるわけですか。

○田中説明員　これはおそらく修繕引当金ではないかと思うのですが……。

○**稲葉（誠）委員** これは修繕費、当金だけですか。「法律上債務でない見越費用」というのはそのこととだけですか。ほかのものをいろいろなものを含んでいるのじゃないの。この法案を出すときに、あ

あなたがおられたかどうかは別として、大蔵省にもいろいろ相談があつて、むしろ大蔵省側のほうでアクティブにやつてできたのじやないですか。昔のことだからわからなくなつてしまつたのかもわかりませんが、それはそれで、じやないといふでしょう。

会計の理論及び實際の面から負債性引当金を、この負債性引当金というものの意味は別として、認めるべきであるという要望が強いのだ、こういふことをいいたのだ、それでこの法律案においては要望をいれたのだ、こういつてゐるのではありませんか。

も、この引き当て金はその範囲が広くて、また総理操作に利用されやすい項目である、こういっていますね。どこからどういような要望があつてこの法案、十年前のことを言つて申しわけないの

ですけれども、これはできたのですかね。その光
時議論しておくのがほんとうだったのでしょうけ
れども、してないから。これが粉飾に関係して
るわけでしょね。これが逆粉飾の一番ポイン

でしょう。あとで出てきますけれども。これは

ごからどういふ要望があったのですか。

○川島(一)政府委員 実はその当時のことを若干調べてもらったのですが、どこからの要望かという具体的な点ははっきりいたしません。ただ、私が聞きましたところでは、当時すでに実務界におきましては引き当て金を若干広い範囲で認めておったという事実があったようでございます。その事実に基づいてこういう必要があるのだからというものを認めてほしい、商法の上にも規定してほしい、こういう要望があったと聞いております。

たとえばでございますが、先ほどの負債性引当金の意味にも関係いたしますが、退職給与引当金というのがございます。これは商法上は、やはり負債と考えておるわけでございます。将来退職が生じた場合に、退職の給与を支払わなければならない。これが雇用契約なり、あるいは労働協約で定まっております場合には、法律上の債務というところになるわけですが、したがって、これは負債である。ところがそういう雇用契約あるいは労働協約に規定がない、つまり会社が退職金を支払わなければならないという義務のない場合がございまして、そういう場合におきまして、退職給与の引き当て金として計上することがあるのだそうでございます。その場合には、それは負債でございませぬから、商法的には、負債でない引き当て金ということになるわけですが、そこで、そういう債務が債務でないかというのをはつきりさせずに、いずれも引き当て金という形で運用しておる。そのほかにも、先ほど例に出しました修繕引当金とか、いろいろなものがあるわけでございますが、その内容を、法律的にはつきりこれは債務であるとか、あるいはこれは債務でないというふうなことを区別しないで、引き当て金という形で運用しておいた。そういう事実がありまして、それを債の部に入れることはできないのではないかと、あつたことがございまして、それでは実際に必要があつて計上しているのだから、こういうものも負

債の部に計上することを認めてもらいたいということが出てきた。その結果、ここに書いてございませうに、要望があつて、引き当て金の制度が商法にも規定された、こういう経過になつておるようでございます。

○稲葉(誠)委員 そこで、会計原則の修正案の注の14ですか、これは「負債性引当金以外の引当金について」という中に「負債性引当金以外の引当金を計上することが法令によつて認められていたときは、当該引当金の繰入額又は取崩額は未処分損益計算の区分に記載する」と書いてあります。この特に「法令によつて認められていたとき」というのは、どういふときを言っているのですか。

○田中説明員 これは商法二百八十七条ノ二によるものと考へております。

○稲葉(誠)委員 いまの条文は、ただ条文が書いてあるだけの話であつて、具体的なものは何も書いていないわけでしょう。そうでしょう。だから「特定ノ支出又ハ損失」という場合の「特定」ということについて、広く解釈する場合と狭く解釈する場合があるわけでしょう。広く解釈すれば、いろいろなものがあるわけでしょう。狭く解釈すれば、見越しの計上というふうなものも入つてきます。たとえば創立何十周年記念をいつやめるかという将来のことまでみんな入つてくる。そこで費用が計上できるということになれば、利益が減つてくるという形になる、配当が減るといふことになるわけでしょう。

そこで、一体この「特定ノ支出又ハ損失」というこの「特定」という意味を法務省としては、どういふふうに解釈をするのかというところで、現在の段階において、立案としては、これはその当時の座談会のあれなんか見てみまふと、味村氏ですね、味村氏が制限的に列挙しようと思つたのだけれども、何かそれがなかなかむずかしくて、いろいろなことではなかつたという意味のことを言つてはおるのですが、現在の時点では、この「特定」というのをどういふふうに解釈するか、こういうことですね。広く解釈するのか、狭く、

厳格に解釈するのか、こういうことですね。二つの解釈のしかたがあるでしょう。解釈のしかたによつてどういふふうになるのかということ、法務省としてはどういふ立場をとつておるのかということをお聞きしたいわけですが。

○川島(一)政府委員 「特定」の意味でございませうけれども、これはその支出または損失を生ずる原因ですね、この原因と、それから損失をこうむる対象物が特定しているということが必要であらうというふうに考へております。

○稲葉(誠)委員 それは相当広い解釈でしょう。それよりもっと狭く解釈すると、「特定」というのは、支出または損失の発生が確定である、それから支出または損失発生率の確率や確実性が大きであつて、その発生を確定に予測し得るものにのみ引き当て金の設定が限定されるというふうに解釈すると、いまあなたの言われた範囲のものであつても、非常に狭くて、その中で厳格に解釈すると入らないものがでてくる、こういうふうなことになるのではないでしようか。それではこれは大蔵省としては、どういふふうに解釈しておるのですか。広く解釈するのか、狭く解釈するのか、そこら辺のところをどう理解しておるのですか。

○田中説明員 従来は、引き当て金は、評価性と負債性、特に条件付きの負債は、これは負債性引当金としてむしろ記載しなければならぬというふうな感じでは、それ以外のものに付きましては、會計的には、従来は、これは利益、剰余の処分のものでございまして、場合によつては意見表明ということがあるわけではなかつたわけでありまして、しかし今回、商法と証取監督が、要するにドッキングしますことに伴ひまして、私どものほうとしましては、とにかく修正案では、評価性引当金と負債性引当金というの、概念的にもはつきりさせたい。あと残るのは、特定引当金をどういふふうに解釈するか。これは商法の問題でございませうから、やはりこの解釈は、法務省の御指導を得なければならぬ。そうすると、公認会計士としまし

ても、法令に認められているということは、商法でいいか悪いかということですから、やはりある程度の指導原理を示していただきたいと思つてはなかつたというところを、ここでも何回か申し上げたわけでございます。現在としましては、そういうふうなことで、できれば、法務省のほうから御協議いただきまして、その辺はつきりさせたい。うが、いいのではありませんかという気持ちを持っておりますが、とにかく商法の規定でございませうから、私どもがその解釈を自分でどういふと云ふことはできないというところは、御了承いただきたいと存じます。

○稲葉(誠)委員 そうすると、いまの解釈、これは法務省としては、広く解釈した場合と狭く解釈する立場がある。広く解釈した場合には、どういふようなプラスあるいは弊害、これがあるのか。その点については、どういふふうにお考えになるのでしようか。それで広く解釈するという場合の例をあげて、広く解釈すれば、こういうものはこれに当たらないけれども、厳格に解釈すれば、これには当たらない、こういうものがあるわけでしょう。そこら辺のところははつきりさせていたで、広く解釈した場合とどういふ利害得失があるのかということ。たとえば株主にとつてあるいは債務者にとつて、会社自身にとつて、いろいろあると思ひますが、これをひとつ明らかにしていただきたいというふうに思つておるわけでありませう。

○川島(一)政府委員 お答えする前に、先ほどの「特定」の意味でございませうが、私は「特定」ということをどういふふうには理解するかということでお答えしたわけでございます。特定引当金というものをどういふ場合に認められるかという点につきまして、これは必ずしも「特定」ということばだけにこだわらなくてもいいんじやないか、規定全体の趣旨から考へるべきであるというふうに思つておるわけで、必ずしも広く解釈せよという趣旨ではございませぬ。それから、どういふ意味があるかという点についてのお尋ねでございますが、特定引当金は、商法

上は負債でないものを負債の部に記載するという
ことになり、利益をそこに留保するとい
う形になります。したがって、たとえば株主に配
当すべき利益のほうへは回ってこないわけでござ
いますから、その分だけ配当が減るということに
なります。少なくとも配当し得る配当可能利
益が減ってくるということになります。したがっ
て、株主としては一体どこに利益がどれだけ留保し
てあるのか、こういう留保があるならばそれは配
当のほうへ回したかどうかというようにも言
えなければならぬ。そういう意味で、あまり多
く引き当て金のほうへ回しますとこれは株主の不
利益になるし、株主総会で問題にする余地が出て
くるであろう、こういうふうな考えのわけです。

債権者のほうにいたしますと、これはそれだけ会
社の内部留保がふえるわけですから、会社の担保
財産と申すか一般担保財産というものはふえ
てくるので、別に債権者のほうから文句が出るこ
うなことはいないではないかというふうに思うわ
けであります。それから具体的な例でどうかとい
う点でございますが、先ほど先生がお触れになり
ました創立周年記念事業の引き当て金というよ
うなものがございます。これを何年前から引き当
てるかという問題がございます。たとえば五年
も十年も前から引き当てるといふことは、これは
目的は特定しておりますけれども、しかし引き当
て金の趣旨からいって許されないのではないか。
実際に二、三年前になりまして計画が立つわけ
です。そしてその計画をいまから準備していこうと
いうような場合があったといたしますと、たとえ
ば三年前から引き当て金を積んでおく、こういう
ようなことは許されるであろうというふうに思う
わけです。

○稲葉(誠)委員 いま言われましたように、これ
は範囲を広く解釈すればそういうふうな弊害が非
常にあるわけですね。現実にはいろいろ引き当て
金という名称をやつて損金経理をしているけれど
も、厳格にいえばこれに該当しないものが相当あ
るのではないかと、こういうふうな考えられるわけ

です。たとえばよくある、前にもあつたらしい
んですが、営業外費用ということによって自由化対策費
というのを設けておる。それから自由化引当金と
いった形で負債の部に載つておる。製品改善引
当金とか、設備改善引当金——設備改善の場合
は、ものによつては一つ考えられるのがあつても
わかりませんが、これはみんな利益留保ですね。
だからこの引き当て金というものを大きく認めて
しまえば、そこで逆粉飾というのか、これが非常
に大きく行なわれやすい。そのことは、この条文自
身がきつめて簡単であるけれども、補足説明
自身を見てもどうもはつきりしない、混乱してい
るということから出てくるんじゃないですか。
いわゆる利益留保性引当金というのか、そういう
形で設定しているのやいろいろな形であるんでは
ない。販売促進引当金とか、みんなそこへ持つて
いってしまふのです。そうすると、みんな利益
が減つてしまふというわけだ。それで、
大蔵省のほうとしては、それはどういふ程度のど
ういう引き当て金ならば、この条文にいうところ
の法令によるにふさわしいか。それは法務省
のほうにみんまなまかせてあるのです。そんなこ
とないでしよう。これは実際はあなたのほうの責
任でやつていられるわけでしょう。ですからあなた
のほうとしては、ばくがいと言つたような自由化対
策引当金、製品改善引当金、設備改善引当金ある
いは特別開発準備金とか販売促進引当金とか、い
ろんなものがあります。こういうのははたし
て、利益留保というのとはあるとして認められるべ
きものなんですか。こういうものは実際は非常に
多いのでしよう。ここで粉飾が行なわれているの
じゃないのですか、どうなんですか。

○田中説明員 現在の商法の営業報告書で、特定
引当金の部に計上されているもので税法上損金算
入を認められないものがあることは、おつ
しやとおりでございまして。そこで私どもは、現
在におきましてはそういうものは、税法上認めら
れているものは特に限定意見と申しますが特別の
意見を付することを必要とさせませんが、それ以

外のものは必ず意見表明として限定的にこういう
ものはこうだということを表示してもらつており
ます。そうして、もしそれが利益処分としてやる
べきものであれば、そのような処理を公認会計士
のほうでもしていいというのが実情でございま
す。ただそこで、今回は商法監査と証取監査と一
緒にいたしますので、そういういたしますと商法で認
められている特定引当金でございましてそれは
負債の部に計上できますので、会計の側からそれ
は利益処分でなければいかぬぞということはい
ませんので、そういう意味で何が法令で認められ
るかはやはりはつきりする必要があるのではない
かという考えを先ほど申し上げたわけでございます
す。

○稲葉(誠)委員 いまの大蔵省の答弁を聞いてお
られて、法務省としてはどういふふうに理解をさ
れるのでしようか。ただ聞いていて、ああそうか
ということだけでいいですか。それでは済まないと思
うのですが、どうするのですか。やはり限定してあ
る程度はつきりしていかなければいけないのじや
ないのですか。これが逆粉飾の根本じゃないの。
何でこの条文をつくつたのですか。しかも実
に簡単に通つてしまつたのです。私はどう
もふしぎでしようがないのです。何か法務省とし
て通達を出すとか出さないとか言つていました
ね。どの程度のことをいま考へておられるのか、
そこはどうなんですか。

○川島(一)政府委員 引き当て金という場合
に認められるかという点につきましては、確かに
現在の規定がやや大まかでございます。そのた
めにいろいろな解釈、あるいは自分に都合のいい
解釈というふうなものまで出てきておるという状
況であると思ひます。したがういまして、これは
解釈上かなり厳格にはつきりしたものを一応基準
としてきめるといふことは必要のことだと思
ひます。その点につきましては、十分御専門の方
や何かの御意見を伺わないと私は自信のあるお答
えはできませんけれども、しかし少なくとも商法
がああいう引き当て金を認めております趣旨は、

合理的な経営者であるならば、この会社の営業に
ついてはこの程度の損失なり支出というものの準
備をしておくことが必要であると認められる範囲
で引き当て金を設けるべきだ、こういうことにな
らうと思ひます。ただ、その基準でしからば具
体的にどうなるのかということになります。非常
にむずかしいわけでございます。たとえ貸し倒
れ準備金にいたしましても、貸し付け額の何%ま
でが合理的で、それをこえるかどうかというふう
に——がいにはいいにくいわけでございます。そ
のときの経済情勢にもよります。それから会社の貸
し出している貸し金の担保がついていないかとい
うか、そういういろいろな条件にもよるわけ
でございます。一がいにはきめにくいわけござ
います。それだけに、形式的にきめるということ
は非常にむずかしいと思ひますが、抽象的な、具
体的に適用し得るようなある程度の基準というも
のは、これは大蔵省とも御相談してみたいとい
うふうに思つておるわけでございます。その程度で
よろしゅうございませうか。

○稲葉(誠)委員 やけに自信がない……。
実は河井信太郎氏の「会計上の粉飾と法律上の
責任」という本があるわけですよ。これはずっと前
に河井氏のところへ遊びに行つたら、彼がロッカ
ーから出してきて、二冊くれたような気がぼく
はするのですが、これは図書館から借りてきたの
ですけれども、これを見てみますと、この引き当
て金の問題で、三十七年にこれを改正したでし
ょう。したもので、第二章の「粉飾の態様
とその責任」というところの「三 引当金の計上
と損益操作による粉飾」というところで、「現行商
法の解釈上引当金の計上を会社の自由とする。以
上、この勘定を利用した損益操作による粉飾が自
由活発に行なわれることは必然である。」と、こ
ういつていっているわけですよ。そして会社の計算書類を
検討して、株主やそれから債権者がいろいろ株主
総会で発言できたりするのだからいいだろうとい
うのは、これは本末転倒だと、こういうふうなこ
とをいって、「引当金の本質が当期の費用として収

益から控除されなくてはならないものであるならば、取締役は右の任務遂行はこれを控除した計算書を作成する義務を負担すると解すべきではなからうか。そして昭和三十七年の改正法は、明文をもってその義務づけを解除したものであるといわざるを得ないであらう。と、こういつている。ちょっとばかりもわかりにくいところがあります。それからもう一つは、「二 引当金の性質」、これは六八ページ、前のところが七〇ページ、会計学上は、かなり明確な概念のように理解されて来た引当金の性質が、昭和三十七年の改正によって不明確になったと思われる。と、こういつているのです。

だから、昭和三十七年の改正というものがきわめて不明確になり、しかも会社の自由に粉飾できるような余地を残したのだということを河井氏の著書で盛んにいつているわけですね。これはもちろん全部を言ひあらわしているのじゃないかも知れませんが、追及していると思うので、これはやはり二百八十七条ノ二が税金対策あるいはいろいろな労働対策などに悪用されないように法務省としては当然留意する必要があると思うのです。これは法務省の中で、もちろん刑事局にもそういう義務があると思うのですけれども、民事局も大蔵省とよく相談をして、しっかりと必要があるというふうに思うのですが、あとで大臣が来たときに、大臣がこの点についてまとめて答弁するようなことをいっておられたので、あとで大臣に質問しますけれども、大臣もよくわからないで変な答弁をされると困るから、よく教えておいてください。

そこでばくは考えるのに、これは端的に言うのと、引き当て金で利益からそこへ回しておいて操作をする。その操作というのは、株主に対してある時期において配当がうんと出た。その次のときにもある程度の配当が出ないと株主としては困る。でないと、この前はうんと配当があつてよかったけれども、今度は配当が少くないというので、取締役としては腕がないというか、会社経営の責任を追及されるということのために、この引き当て金というものを法定外に何かつくっておいて、そしてそれを取りくずして配当の平均化をはかる。それによって会社の運営という上からいって、取締役の責任を免れようということば悪いかも知れぬけれども、いざにしても株主や何かに対する取締役の責任というものをよくいえば全うしようというところにこの問題のポイントがあるのじゃないですか。そこはどういうふうにか大蔵省でも法務省でも考えられますか。どうもぼくはいろいろ聞いてみますと、配当の平均化にこれが役立っているんだ、こういうふうに関くのですが、ここはどうでしょう。これは大蔵省のほうがよく知っているかな。どっちでもいいです。

もう一つ、商法は厳然としてあるというけれども、それは厳然としてあることはあるでしょう、六法全書にあるのだから。六法全書にあることは間違いないのだけれども、いま言ったように、河井氏の言っているように、「引当金の計上を会社の自由とする以上、この勘定を利用した損益操作による粉飾が自由活発に行なわれることは必然である」。だから問題は、この引き当て金の計上を会社の自由としないようなそういう立法あるいは何らかの行政措置というかそういうふうなものがないければ、粉飾は自由自在に行なわれるという形に實際はなってくるのじゃないですか。これは民事局の関係じゃないというかも知れぬけれども、そうじゃないですか。それとも何かの立法上の措置、引き当て金の計上を会社の自由としないような方法というのは何かないのですか。これは自由主義経済だからそんなことはできないのか。商法が厳然としてあるといつたって、抽象的な条文がただあるだけの話だ。そうじゃないですか。何か方法はないの。立法なりあるいは行政措置なり何なりによって、引き当て金の計上が会社の自由にならぬような形にできないのか。これは会計原則というものを厳格に適用するとか何とかというものでしょうか、これは審査はみんな事後のものでしょう。どうなんでしょう。どっちでもいいです。

もう一つ、商法は厳然としてあるというけれども、それは厳然としてあることはあるでしょう、六法全書にあるのだから。六法全書にあることは間違いないのだけれども、いま言ったように、河井氏の言っているように、「引当金の計上を会社の自由とする以上、この勘定を利用した損益操作による粉飾が自由活発に行なわれることは必然である」。だから問題は、この引き当て金の計上を会社の自由としないようなそういう立法あるいは何らかの行政措置というかそういうふうなものがないければ、粉飾は自由自在に行なわれるという形に實際はなってくるのじゃないですか。これは民事局の関係じゃないというかも知れぬけれども、そうじゃないですか。それとも何かの立法上の措置、引き当て金の計上を会社の自由としないような方法というのは何かないのですか。これは自由主義経済だからそんなことはできないのか。商法が厳然としてあるといつたって、抽象的な条文がただあるだけの話だ。そうじゃないですか。何か方法はないの。立法なりあるいは行政措置なり何なりによって、引き当て金の計上が会社の自由にならぬような形にできないのか。これは会計原則というものを厳格に適用するとか何とかというものでしょうか、これは審査はみんな事後のものでしょう。どうなんでしょう。どっちでもいいです。

任を追及されるということのために、この引き当て金というものを法定外に何かつくっておいて、そしてそれを取りくずして配当の平均化をはかる。それによって会社の運営という上からいって、取締役の責任を免れようということば悪いかも知れぬけれども、いざにしても株主や何かに対する取締役の責任というものをよくいえば全うしようというところにこの問題のポイントがあるのじゃないですか。そこはどういうふうにか大蔵省でも法務省でも考えられますか。どうもぼくはいろいろ聞いてみますと、配当の平均化にこれが役立っているんだ、こういうふうに関くのですが、ここはどうでしょう。これは大蔵省のほうがよく知っているかな。どっちでもいいです。

○田中説明員 特に役立っているとして申し上げるわけにはまいりませんが、要するに、特定引当金として繰り入れられればそれは損金になりますし、それを事後に取りくずせば益金になるということで、繰り入れる場合には当期の未処分利益がそれだけ小さくなることは確かでございます。そこで今回の修正案においては、そうではあるけれども、特定引当金というのは商法に厳然とある。したがって、それは貸借対照表上負債の部に設けざるを得ない。しかし、損益計算書においては営業利益なり経常利益なりを出しまして、そして純利益を出して、それを当期の純利益として、そこに関係せしめないで、その下に、要するに未処分利益計算というので、繰り入れたものは三角を立てるし、取りくずしたやつはプラスにするということをしまして、それで最後に当期未処分利益剰余金というのを出す。したがって、特定引当金は繰り入れても、当期の純損益にはかかわりしない。見ればはつきりするではないかという、要するにデバイスというか、やり方でそこをどうはきめたわけでございます。そうしますと、残るのは結局どこまで二百八十七条ノ二が認められるかということであると思ひます。

○田中説明員 特に役立っているとして申し上げるわけにはまいりませんが、要するに、特定引当金として繰り入れられればそれは損金になりますし、それを事後に取りくずせば益金になるということで、繰り入れる場合には当期の未処分利益がそれだけ小さくなることは確かでございます。そこで今回の修正案においては、そうではあるけれども、特定引当金というのは商法に厳然とある。したがって、それは貸借対照表上負債の部に設けざるを得ない。しかし、損益計算書においては営業利益なり経常利益なりを出しまして、そして純利益を出して、それを当期の純利益として、そこに関係せしめないで、その下に、要するに未処分利益計算というので、繰り入れたものは三角を立てるし、取りくずしたやつはプラスにするということをしまして、それで最後に当期未処分利益剰余金というのを出す。したがって、特定引当金は繰り入れても、当期の純損益にはかかわりしない。見ればはつきりするではないかという、要するにデバイスというか、やり方でそこをどうはきめたわけでございます。そうしますと、残るのは結局どこまで二百八十七条ノ二が認められるかということであると思ひます。

○田中説明員 その点、特定引当金の引き当ては任意でございます。したがって、合理的な範囲内で特定引当金として引き当てすべきでないと考えられるようなものは、できれば、利益処分のほうで処理するということも企業は任意にやれるわけでございますから、指導によつてはそちらのほうに持っていくこともできるわけでございます。

○田中説明員 その点、特定引当金の引き当ては任意でございます。したがって、合理的な範囲内で特定引当金として引き当てすべきでないと考えられるようなものは、できれば、利益処分のほうで処理するということも企業は任意にやれるわけでございますから、指導によつてはそちらのほうに持っていくこともできるわけでございます。

○田中説明員 その点、特定引当金の引き当ては任意でございます。したがって、合理的な範囲内で特定引当金として引き当てすべきでないと考えられるようなものは、できれば、利益処分のほうで処理するということも企業は任意にやれるわけでございますから、指導によつてはそちらのほうに持っていくこともできるわけでございます。

○田中説明員 その点、特定引当金の引き当ては任意でございます。したがって、合理的な範囲内で特定引当金として引き当てすべきでないと考えられるようなものは、できれば、利益処分のほうで処理するということも企業は任意にやれるわけでございますから、指導によつてはそちらのほうに持っていくこともできるわけでございます。

○田中説明員 その点、特定引当金の引き当ては任意でございます。したがって、合理的な範囲内で特定引当金として引き当てすべきでないと考えられるようなものは、できれば、利益処分のほうで処理するということも企業は任意にやれるわけでございますから、指導によつてはそちらのほうに持っていくこともできるわけでございます。

○田中説明員 その点、特定引当金の引き当ては任意でございます。したがって、合理的な範囲内で特定引当金として引き当てすべきでないと考えられるようなものは、できれば、利益処分のほうで処理するということも企業は任意にやれるわけでございますから、指導によつてはそちらのほうに持っていくこともできるわけでございます。

○田中説明員 その点、特定引当金の引き当ては任意でございます。したがって、合理的な範囲内で特定引当金として引き当てすべきでないと考えられるようなものは、できれば、利益処分のほうで処理するということも企業は任意にやれるわけでございますから、指導によつてはそちらのほうに持っていくこともできるわけでございます。

一七

投票制度がある場合のことでしょう。そうでしょう。

○川島(一)政府委員 そうです。

○稲葉(誠)委員 だから排除された場合は、逆とはいわないかも知れないけれども、いわゆる少数株主というかそういう人たちは非常に不利になつてくることは事実なんですよ。その点どうなんですか。そういうような少数株主に不利になるようなことをなせ認められたのか。前に言った「商事法務」のやつは逆でしょう。

○川島(一)政府委員 そうです。あれは累積投票が行なわれた場合のことを言ったわけですよ。ですから私が勘違いして逆の場合についてお答えしたのだと思います。

それから累積投票制度の排除を認めた理由でございますが、これは、累積投票の制度がそもそも認められたのが昭和二十五年で、当時アメリカの例になつたわけでございますが、アメリカでもこの制度は一部の州にしか行なわれていなかった、それで日本に持つてくるについても多少異論があつたけれども、当時は司令部がございましてその結果ああいう改正が行なわれたという経緯であつたように聞いております。その後の実績を見ましても、あまり累積投票の請求が行なわれたという例はございませんで、ごくまれにしか行なわれていないというのが今日までの実情になつてきております。そして、先ほどお話に出ました資本の自由化との関係、こういう問題もございまして、実際界ではこういった累積投票の制度はやめてくれというような要求もかなりあつたわけでございます。しかしながら、完全にその制度をやめてしまふのはどうであらうかということで、会社の定款によって排除をした場合には完全排除を認めるといういわば中間的な形で改正を行なうということにしたわけでございます。

○稲葉(誠)委員 一応非常に不十分だと思ひし、それからいまの累積投票制度を排除した趣旨が、私はどうも少数株主というか、むしろ一株一株の運動がございまして、それが株主総会ですぐ取締役を選任するまでの株を持ち得るかどうかがこれは問題だと思ひますけれども、それらをやはり企業側としては避けたい、あるいは防止したい、こういうふうな考えからこういう制度をとつてきたのではないかと、こういうふうに思ひます。企業側の要請というのは、株主総会の権限というものをできるだけ弱めていきたい、そして監査役の権限も、今度の商法では一応強めるようなことになつておるけれども、要綱にあるものの中で二つ、三つですか、排除されておるという法案に出ていないものもある。取締役会というふうなものも権限を強めていきたい、これが企業側のねらいであるということをお考えますと、どうも一株運動というものは、これはある意味においては政治的な主張かも知れませんけれども、それらが非常に企業側から見れば困つたというか何というか、そういうようなことがあつて、それを排除したいということがこの法案の中、いまの点などあるいはその他の点にもあらわれておるのではないかと、こういうふうに思ひますが、この点はあなたの方のほうでは、どういうふうに考えておられるわけですか。

○川島(一)政府委員 一株運動の対策ということ、実は全然考えていないわけでございます。この案が審議されましたのは、昭和四十一年、二年のころから失礼しました。もう少しあとでございますが、四十六年でございまして、最終的にでき上がりましたのが、ございまして、現行の制度によりまして、累積投票の請求をできるものは、二五%以上の株主。これはその定款に禁止があつても、累積投票の請求ができるということになつておりますが、二五%の株主ということになりますと、これは相当大きな資本参加という形になりますので、現在いわれております一株運動というふうなことは、今回の改正を行なうについては全然念頭に置いてなかったわけでございます。

○稲葉(誠)委員 そこで、だんだん終わりになるのですが、この前に衆議院で附帯決議がされ、参議院で附帯決議がされたわけですね。もちろんそれについていままでも質問も出たものもあつて、回答があつて、大体済んだものもありますね。それから、済んだような済まないようなところもあつて、なかなかまだ、この附帯決議について、ほんとうは大臣が来れば、大臣から総括的に答えてもらうのが筋だと思ひますが、この衆参両院の委員会の附帯決議というものを、あなたの方のほうでは、法務省あるいは大蔵省はその関係部分をどう受け取つて、そしてそれを今後どのようなスケジュールで実現の方向に進もうとされておるのかというところを、概括的な点をまず伺つて、それから個々の問題について二、三お尋ねをしたい、こういうふうに考えます。法務省のほうから、あるいは大蔵省のほうからお答えを願ひたいと思ひます。

○川島(一)政府委員 それでは私から先にお答えを申し上げます。衆議院の法務委員会における附帯決議の第一項と参議院の法務委員会における附帯決議の第一項は、いずれも株式会社法の改正に関する問題でございます。この点につきましては、法制審議会の商法部会を開きまして、さつそく検討に取りかかりたい、このように考えております。

それから衆議院における附帯決議の第三項「商法の運用については、政府各行政機関において連絡を密にしその適正を期すること。」これは先ほども引き当て金についてお話がございましたが、そのほかの面につきましても、十分努力をいたしたいと考えております。

あと、衆議院の附帯決議第六項それから第八項がございまして、この六項はPRを十分行ないたいと思つておりますし、八項につきましても、これも早急に検討したいというふうに考えております。

それから十項は、参議院の修正で問題は一応解決したように考えております。

○田中説明員 衆議院の附帯決議で大蔵省に関係したものは第四号でございまして、これは横山先生の御意見などもございまして、十分検討して

いきたいと思ひます。

五号は参議院でさらに追加されましたが、この点につきましては政令に盛り込みます。

それから七につきましては、企業会計原則の確定に先立つて見直しを行ないたい。

九につきましては、学校法人で国または地方公共団体の補助金になるようなものは、現在においても公認会計士の監査対象となつておりますが、それ以外のもの公益的な性格の法人についてどうするかという点につきましても、関係方面とも十分相談してまいりたいと思ひます。

次に、参議院の附帯決議のうち、大蔵省に関係いたしますものは二号と三号でございまして、二号は政令に盛り込みます。三号は見直しをいたします。かようなことでございます。

○稲葉(誠)委員 この衆議院の附帯決議の二の、「会計監査人の独立性を確保するため、その選任方法等について適切な方法を講ずること。」これはどつちですか、どうするの。

○川島(一)政府委員 これは、制度の問題としてさらに検討するという点につきましても、会社法の改正の審議に合せてもう一度御意見を伺つてみたい、このように考えております。

運用の問題につきましても、法務省は行政指導というわけにまいりませんので、なるべく改正法の趣旨を周知徹底させるようにしたいと考えております。

○稲葉(誠)委員 これは大蔵省にお尋ねをするのですが、衆議院の附帯決議では五で「監査法人は、その社員が税務書類の作成などの税務業務を行なつておる会社について、本法の監査業務を行なわなければならないこと。」これが参議院のほうではちよつと詳しくなつたんですか。監査法人は、その社員が税務代理、税務書類の作成及び税務相談を行なつておる会社について、本法の監査業務を行なわなければならないこと。監査法人と被監査会社との特別利害関係については公認会計士法に基づく政令で定めることが予定されておりますが、衆議院における附帯決議第五号と同趣旨

の決議をしようとするものであります。こういうふうになつておりますね。この衆議院の附帯決議と参議院の附帯決議ですね、これはあなたのほうとしては受け取り方が違うんですか。ことにその両方にあります文章の「監査法人は、その社員が」とありますね、その社員というのはどういうふうな意味に理解しておるわけですか。

○田中説明員 社員は、監査法人は多く合名会社でございます。その社員が無責任を負つております。そういう社員のことでございます。

それから先生の前段の御質問の衆議院の五号は「税務書類の作成などの税務業務」とございまして、参議院の附帯決議では「税務代理、税務書類の作成及び税務相談」というふうに、いわゆる税務業務の三つを全部並べてございまして、拡大された参議院の附帯決議をそのまま政令に盛り込むということでございます。

○稲葉(誠)委員 そうすると、政令は二本あるのですか、一本になるのですか。参議院の決議の第二のほうで「公認会計士法に基づく政令で定めることが予定されている」ということが書いてありますね。それで「本法の監査業務を行なわないう規制する」というのでしよう。その政令は二つ出るので、一本になつて出てくるのですか、そこら辺はどうでしょうか。

○田中説明員 私どもは、今回の整理法におきまして、公認会計士法の二十四条なり三十四条の十一というものの改正をいたしまして、そこで政令に委任しておりますので、ただいまおっしゃつた附帯決議は、公認会計士法の政令、そちらのほうに手当てをしていきたいというふうに考えております。

○稲葉(誠)委員 そうすると、監査法人は合名会社だ、これは合名会社だから無限責任だ、それはそのとおりですが、その社員というのは、きわめて人数は少ないわけですね。何人から合名会社ができるのかよと忘れましてたけれども、そう多くないですね。五名か七名かな。

そこで、この社員というのを、監査法人の中で

の公認会計士、あるいは公認会計士補というのですか、あるいは税理士がやっていると意味ですね。拡大ではないと思うのですが、そこら辺のところを、その合名会社の社員というのはきわめて数が少ないし、それは全部公認会計士とは限らないんだ、こう思うのですが、その社員というものの、それを拡大というか、拡大でもないかもわかりませんけれども、そうでないという、公認会計士と税理士との権限の問題がまた出てくる可能性はあるわけですから、そこら辺のところはどう理解していらっしゃるのか。これはいろいろな形で税理士が何か心配して要望してきているところだと思つていますが、そこら辺はどうでしょうか。

○田中説明員 監査法人に関する今回の整理法の三十四条の十一では「監査法人又はその社員が会社その他の者ととの間にその者の営業、経理その他のことに必要かつ適当であるとして政令で定める」ものをいう。というふうにございまして、政令におきましては、社員、これは監査法人では五名以上、それで、大きな監査法人では五十名の公認会計士を持つてゐるのがございまして、この社員はすべて公認会計士でございまして、そういう社員のうち、一人でも被監査会社の税理士業務を行なつていたならば、その監査法人は、当該被監査会社の監査はできないよというところが附帯決議で入れられたわけでございます。かつ、実際にその監査に従事する補助者がやはり税理士業務に従事していれば、その監査法人は当該会社の監査ができないよということにもなつております。したがいまして、先生のおっしゃいますように、使用人なり補助者でじつとその監査法人の事務所にいる者が一人でもあつたら、監査法人が監査できないというの、利害関係の範囲をあまりに広げるもので適當ではございませんし、先ほど読みました三十四条の十一では、社員の関係と法律で書いてございまして、それはできないことではないか、かように思います。

○稲葉(誠)委員 この商法の一部改正について

は、いろいろまだお尋ねしたい点もあるし、どうもよくわからない点があるのですね。わからないというの、私が会計学がわからないからわからない点もあるの、お答えになつてゐるほうの人はわかっているのですけれども、聞いてゐるほうがよくわからないというところもあつて、どうもこれはよくわからない点がありますね。ただ一つわかるのは、あとで討論の中でも出てくると思うのですが、これはやはり経済界の要請、いわゆる経済界というものは何だかよくわかりませんけれども、そういうところの要請をどうもストレートに受け過ぎてゐるのではないか。そのことがそのままこの商法の改正の中に反映してきてゐる。ことに、この前の三十七年の改正もそのとおりだったし、今度の改正もどうもそうだとおもうに考

えられるので、私はその点だけを受けて、商社なから商社というものの規制というものが、これは商法の中に挿入していくものであるということも私もよくわかるのですけれども、挿入していくというだけではなくて、何らかの形で当然挿入しなければ、これはまたいまの時勢とマッチしないのではないかというようにも考えるわけなんです。これはあとで討論の中で申し上げることにして、大臣が来るのでしようけれども、来たらちよつと短い間、もうさっきの点について質問をして、そうして私の質問を終わりたいというふうに思ひます。

まあ時間もありますけれども、ちよつとあれし

○小平委員長 この際、暫時休憩をいたします。

午後五時二十八分休憩

午後五時四十九分開議

○小平委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。稲葉誠一君。

○稲葉(誠)委員 いよいよ長い間かつた商法の一部改正等の質疑も終わりになりますので、大臣に二つの点だけお聞きをして、お答えを願いたいというふうに思ひます。

一つは引き当て金に関する第二百八十七条ノ二の關係で、これは範囲を広く解釈しますと、粉飾の可能性というものが非常に出てまいります。これに問題になる可能性非常に強いものですから、この範囲をできるだけ特定し、限定をして、そして通達等でこういうふうな粉飾が行なわれないようにしなければならぬ、こう思うのですが、大臣としては大蔵省その他と協議の上通達等によつて万遺憾なきを期するという覚悟がどうかということをお尋ねをいたしたい、これが一つ。

もう一つは、衆議院、参議院において附帯決議が行なわれましたね。これはいろいろございまして、いま説明は民事局長なり、大蔵省からもいただいたのですが、これは全体を通じて今後どういうふうに関することを処理し、実現していくのかということに関しての大臣のお気持ちというか決意と

いいますか、それをお聞かせ願つて、私の質問を終わりにしたい、こういうふうに考えるわけ

○中村国務大臣 第一点の特定引当金の問題につきましては、御審議の過程におきましていろいろ問題が指摘されておりますので、よく大蔵省とも協議をいたしまして、その解釈を明らかにし、遺憾のないように十分努力をしてまいりたいと思ひます。

第二点の附帯決議の点につきましては、私ども附帯決議の御趣意はまことにごもっともな点で、われわれのほうで気のつかない点も御指摘をいただきまして、十分に附帯決議の趣旨に沿つて運用いたしたい、かように存じております。

○小平委員長 次に、関連をいたしまして正森成二君。

○正森委員 三月八日に私が質問いたしました、大臣が中座されましたので、ここで簡単に申し上げ

○小平委員長 これより三法案について討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。稲葉誠一君。

○稲葉(誠一)委員 商法の一部を改正する法律案等三法案に対して、日本社会党を代表して反対の意思を表明し、反対の討論を簡潔に行ないたいと思ひます。

この法案を全体を通じて審議をしまひまして、いまになって考えますと、率直に言つてどうもまだ私どもの審議も不十分であり、解明できなかった点も多々あるのではないかと、このことを考へるのでございます。いずれにいたしましてもきよう終結でございますので、反対の意見を以下簡単に述べたいと思ひます。

つは、いま一番大きな問題は商社のいわゆる規制というふうなものが叫ばれておるわけでございすが、そのことが商法の中に欠如しておる。

なほ技術的な商法でありますから、そのことを条文という形で書きにくいともわかりませんけれども、少なくとも商社を規制するということが何らかの形というか、精神というか、そういうものがあらわれないければいけないと思ひますが、それが欠如しておるということは基本的な一つの欠陥だと思ひます。

第二には、今回の改正というものがきわめて部分的な一部の改正にすぎないのでありまして、重要な点の改正というものが見送られておる。言ひましても株主総会、取締役会、監査役、この三つが会社における機関でございますが、その中で監査役の問題だけが取り上げられ、しかも山陽特殊鋼事件というのはいふん前の事件でございますが、いまごろになって商法の改正が目の目を見るようになるといふようなことは非常に残念です。

しかもそれがきわめて部分的だ。監査役の権限だけ強化をすれば問題が解決するといふものでは決してないと思ひます。むしろ取締役会の権限を規制をする、それで株主総会の権限を拡大をする、ということが必要であらうと思ひのに対して、そ

ういうことは抜きにされて監査役の業務を拡大いたしましたけれども、取締役との関連においては要綱の中にあつたものが削除をされている面もある。このことを考えますと、改正がきわめて部分的であつて、びほうである。このことが反対の第二の理由となるわけでございます。

第三は、これは将来の問題になると思ひるのでございますが、どうも株主総会なり取締役会の今後の商法の改正の中で底流として流れておる。これが、株主総会の権限を弱める、これは会社としては株主総会なんというのはいふん前に済んでやがましきないほうがいいのでございまして、株主総会の権限を弱め、少数株主の権限を低くして、逆に取締役の権限を強めていこう、こ

ういふうなことが、答弁の中で今後の改正の底流になつておるのではないかと。このことを考えますと、なおさら本法案との関連において不十分であり、反対をしなければならぬといふようにも考へるのでございます。

その次は、質問の中で明らかになつてまいりましたように、商法と企業会計原則というものの関係がきわめて不明確であり、同時に企業会計原則の適用をゆるめるような方向に進んでおるのではないかと。このことを考へてみますと、どうもこ

ういふ点について十分ではないし、また問題となつた特定引当金の問題は、十年前の商法の改正をいまさらここで持ち出すといふのは、何と言ひますが、私どももいろいろ考へるのでござい

ますが、この特定引当金の問題一つ取り上げましても粉飾の拡大に役立つ。しかし、粉飾の拡大に役立つのに現実に利用されておるのに、それに對して何ら手を打たないで。このことはきわめて遺憾であります。今後のこの点についての改

善があるとは思ひますが、そういうようなことがこの中に十分含まれておらない。十分じゃない、全然といつていくらい含まれておらないといふことを私はどうも遺憾に思ひ、反対をする一つの理由にしたいと思ひます。

また、いま問題となりました累積投票の問題等につきましてもいろいろな理屈はあるかもしれま

せんが、現実には少数の株主の権利を奪うことになる。このことを考へてみますと、私は、やはり株式会社なりその他の会社が少数の株主といふものを保護しなければならぬといふことをたてま

えとしておる、このことから考へて、この問題は、どうも問題としておかしいといふように考へざるを得ないのであります。

以上が、ちよつとラフではございますが、大要の反対とさせていただきます。

最後に、いま大臣も言われましたように、この附帯決議の問題については、これは衆参両院の附帯決議、ダブルとこもございすが、これらにつ

いては早急に誠意をもつて履行するといふか、そういう方向で善処をしていただきたいといふことを希望として申し上げまして、本法案に反対を

する要点だけを簡略に申し上げまして、日本社会党を代表しての私の討論を終わらせていただきます。かように存じます。

○小平委員長 正森成二君。

○正森委員 私は日本共産党・革新共同を代表して、商法の一部を改正する法律案等三法律案に反対する立場から討論を行ないます。

第一に、この改正案は商法三十二條二項に「商業簿ノ作成ニ關スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」との規定を新設するこ

とによつて企業会計原則の修正案を導入するものであることは明らかであります。従来、商法と企業会計原則との差異の中心は、商法には継続性の原則はないが、企業会計原則にはある、特定引当

金制度が商法二百八十七條ノ二にはあるが、企業会計原則にはないという点でございました。ところが質疑の中で、この二つはいずれも企業会計原則を商法に近づける方向で修正していることが明

らかなになりました。これは現在石油危機、便乗値上げによつて大企業がぼろもうけし、この利益隠しに狂奔しているときに、大企業に自由に償却制度を変え、引き当て金を増大して利潤隠蔽をはか

る絶好の口実を与えることになりました。だからこ

げておきたいのですが、その質疑の中で、たとえば企業会計審議会の委員でもあり、経団連の関係者である居林次雄氏あるいは番場嘉一郎氏が企業会計原則その他について論文、著書等で意見を發表しておられる。その解釈というものは、それがもし公権的解釈の中に入りますと非常にゆゆしい問題であるといふことを私は指摘いたしました。

その中で、特定引当金の問題につきましてもまた私は継続性の原則についてもそう考へるわけですが、今度の商法の解釈について通達を出されるというのを伺いましたので、重ねてその御意があるかどうか、あるいは出されるとすれば、できるだけ早く出されるのかといふことを伺ひたいと思ひます。

○中村国務大臣 私もいろいろと御議論を承つておりまして、いわゆる企業会計原則というものについては今後適正な改善を要するのではないのかように感じしております。したがひまして、近いうちに企業会計審議会というものによつて、あるいはその人選等もありましようけれども、十分にこの企業会計原則については御期待に沿うような再検討が必要である、かように思つております。

なお、この法律が成立いたしました暁においては、この御審議を通して法律の精神がよく徹底するように十分努力をしてまいりたい、かように思つております。

○正森委員 それではこれで質疑は終わらせていただきますが、たてまえとして、そういうように企業会計原則をもう一度見直すといひますか改めるべき点があるというようなことが質疑の中で明らかになれば、本来そのほうを先にやつて、そしてそれを国会の場で審議してから商法を通すのが筋であるといふように私は現在でも思つております。そのことを大臣に特に申し上げて、私の質疑を終わりたいと思ひます。

○小平委員長 これにて三法案に対する質疑は終了いたしました。

そ大蔵省も三月二日、減価償却方法やたなおろし資産の再評価の変更は原則として認めないという行政指導を行なうことを明らかにしたのであります。今回の改正は、このような政府の行政方向にすまっつこうから反するものではありませんか。

第二に、さきに法人税法二十二条四項が改正され、商法三十二条二項とほぼ同じ規定がすでにできています。この規定は経団連によって税法と商法、企業会計原則との間で板ばさみになっている企業の苦悩を解決、調整するものと評価され、税法は自主的な企業会計の上にそのまま乗っかって課税すべきであるといわしめていたものであります。今回行なわれる商法等、企業会計原則の改正と修正は、この経団連の要望に沿い、公認会計士が決算前に監査することによって税務監査を省略し、企業の経理を税法でもそのまま認めることを容易にするに違いありません。現に経団連は、公認会計士の監査結果を税務上尊重することを税法整備に関する意見で打ち出し、公認会計士の監査証明のある場合には、税法上これを認めることとして、税務取り扱い上の簡素合理化をはかる必要を公然と主張しております。

このように今回の商法改正は、税法と商法、企業会計原則を事実上一体化することによって、監査の強化を表面の理由にかえて、企業の利益隠し、税金のがれを合理化する方向に大きく踏み出すことは疑いありません。

右のほか、商法改正による親会社、子会社の概念の導入も、経団連は連結財務諸表からさらに連結納税申告制度の採用、これによる親会社の利益隠しと税の軽減の手段と見ていることも質疑の中で明らかにしました。事実、結果的にはそうなるであります。

したがって、以上いずれの観点からも今回の商法改正は現在の社会情勢にも庶民の要求にも合致せず、ただ大企業を喜ばせる役割りしか果たさないことは明らかであります。修正もこの根本問題を解決しておりません。

以上の理由から、日本共産党・革新共同は今回

の商法等の改正に対し断固として反対することを表明して、私の討論を終わります。

○小平委員長 沖本泰幸君。

○沖本委員 私は、公明党を代表して、商法の一部を改正する法律案、株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律案、商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び修正に対して、一括して反対の討論をいたします。

この法律案に関しては、昨年わが法務委員会で長時間にわたって審議されたにもかかわらず、多くの問題点を解決しないままに、同年の七月に衆議院を通過し、そして参議院で継続審議されておりましたが、今国会に修正されて再び衆議院に送付されてきたのであります。

本法案は、昭和四十九年三月の山陽特殊鋼の粉飾決算に端を発したものであるが、現在においてはすでに社会的、経済的に諸条件が異なっております。最近、特に問題になっている大資本、大手商社のエゴによる買い占め、売り惜しみ、さらにやみカルテルや便乗値上げ等による不当利益や隠蔽は、法律のワクを越え、刑事犯罪ともとれる反社会的行為は、国民を愚弄するものであります。

このような社会状況下において、本法案の重要性を考へるならば、この法律の目的をより強化に達成するための責任を感じるのであります。しかし、法案の本質に光を当ててみると、すでに法制審議会の過程において腐食していたともいえる疑いが非常に強いのであります。

たとえばこの審議過程において経団連意見が非常に強く、いろいろの点について注文がありました。ここはこうせよ、あそこはあせよというふうな経団連の要望が非常に多かったわけで、ほとんど経団連意見を取り入れて、途中において修正し、再修正をするというところもあり、経団連意見はほとんど九〇%まで通つておられると思つて、経団連パンフレットの中に明記されております。これは粉飾決算等の防止どころではなく、逆粉飾

の隠れみのにもなりかねないのであります。私は、反対理由として次の諸点についても指摘したいと思つております。

まず第一に、本法案の第一の目的である監査制度の強化についてであります。

この本法案が審議される過程において何回も指摘されたのであります。株主総会招集請求権、取締役会招集権、取締役の定期報告義務等の削除であります。これらの削除によって、粉飾決算や逆粉飾決算の違法行為に対して差しとめ請求権という法的効力が後退したことは、本法案の目的を骨抜きにしたものであります。

第二に、第三十二条二項の「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」と定められている条項であります。この意味するところは、商法に規定するところではなく、財界主導のもとにでき上がった企業会計原則修正案が原則として大企業の都合のよい「斟酌」として解釈される可能性が強いため、継続性の原則を並行して引き当て金制度を乱用し、逆粉飾の危険性も十分に考えられます。また、利益の過小表示を広範に認めることによって利益配当請求権を不当に阻害するおそれがあります。

第三に中間配当であります。本法案の中間配当は、営業年度中に利益を得たものを、株主総会を通さずに直接取締役会の決議だけで、中間においてその利益を分配することができるといふことです。いわゆる年に二回の分割配当になります。

ここで心配することは、人為操作による見込み配当の失敗によって、赤字配当、すなわちタコ配の危険性が十分考えられるからであります。またその結果、粉飾決算をせざるを得なくなり、利益者に迷惑をかけることになり得ます。

以上が反対理由であります。しよせん企業がみずから姿勢を根本的に変革しない限り、どんなにりっぱな法律をつくったとしても、本法案の目的である粉飾決算や逆粉飾の防止は期待できないと思つております。

さらに三月三日の新聞発表によりますと、今国会終了後法制審議会の商法部会で株式会社制度の大幅な抜本改正に取り組み、その内容はすでに当委員会の問題点として指摘されたところであり、この時点から考えると、本法案は廃案とし、早急にきめのこまかい具体的な改正をはかつて次期国会にかけるべきであると考えられるのであります。以上、簡単に意見を述べて反対討論といたします。

○小平委員長 これにて討論は終了いたしました。

これより採決いたします。まず、商法の一部を改正する法律案について採決いたします。

【賛成者起立】

○小平委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律案について採決いたします。

【賛成者起立】

○小平委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について採決いたします。

【賛成者起立】

○小平委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○小平委員長 ただいま議決いたしました三法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○小平委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小平委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

先ほどの理事の協議に基づき、内閣提出、民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案について、来たる十九日火曜日午前十時から参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、来たる十五日金曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十三分散会